

平成8年第4回沼田町議会定例会会議録（2日目）

平成8年12月18日（水）午前10時13分開会

1 出席議員

議長	4番 吉尾政春 議員	副議長	1番 谷口清治 議員
	2番 橋場 守 議員		3番 大沼恒雄 議員
	5番 吉田俊一 議員		6番 吉田好宏 議員
	7番 森井章夫 議員		8番 横山峯生 議員
	9番 野 道夫 議員		10番 久保 寛 議員
	11番 山木一男 議員		12番 杉本邦雄 議員
	13番 室田俊朗 議員		14番 中村 進 議員
	15番 山田英次 議員		16番 伊藤 初 議員

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	篠田久雄 君	農業委員会	小西義光 君
教育委員会	山本秀雄 君	会 長	
委員 長			

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西田篤正 君	収入役	篠田繁彦 君
総務課長	市橋忠晴 君	財政課長	平木昭良 君
産業課長	矢野 潔 君	水道課長	清水勝之 君
民生課長	半田昭雄 君	振興室長	中村幸雄 君
建設課長	藤間 武 君	和風園園長	三上洋一 君
旭寿園園長	松田 剛 君	デイサービスセンター 所 長	片桐俊男 君

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	久本博美 君	次 長	野原耕次 君
-----	--------	-----	--------

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石脇敏彦君 書記 三浦 剛君

午前10時13分 開会

(吉尾議長不在)

(開議宣言)

○副議長（谷口清治副議長） おはようございます。只今定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○副議長（谷口清治副議長） 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により2番、橋場議員、16番、伊藤議員を指名致します。

○副議長（谷口清治副議長） それでは昨日に続きまして町長に対する一般質問を行ないます。13番、室田議員、個別排水処理施設問題についてお願い致します。

○13番（室田議員） 13番、室田でございます。個別排水処理施設の問題につきまして質問させていただきます。昨日の一般行政報告の中で町長さんが平成9年に農村地区の合併処理浄化槽の設置をするということで、昨日それぞれ報告があったわけでありまして、我々もこの事業には賛成をしているところでございますけど、このあと我々使用者に負担金が過大にかかってくる可能性もあるということでございまして、その点につきまして3点ほどご質問を致したいと思っております。

まず第1点目でございますけど、下水道というより処理槽の使用料の算定についてでございますけど、昨日吉田議員さんの方からも質問がそれぞれありまして、その答弁の中で町長が使用料の算定についてはそれぞれ近郊の町村、又は町下水道を参考にするということの答弁があったわけでございますけど、出来ればその具体的な数字を示して頂きたいと考えております。

次にこの関係の分担金の分納についてでございますけど、個別処理施設を設置するに当たりましては合併浄化槽の設置分担金と水洗トイレの改造費用等がかかるわけで、分担金につきましては先刻行なわれました水道課からの説明の中ではそれぞれ人槽ごとの分担金が示されていたわけでございますけど、この農村地区を今考えてみますと概ね平成7年で1戸当たり5.5人の構成人がいるわけございまして、それを単純に考えますと5人槽でなくて7人槽が必要かと考えております。そういうことになれば7人槽の分担金が174千円、それと改造工事費では、標準では500千円から600千円かかるということでございますけど、農村の場合は特に2世帯といえますかトイレが2階にもあるということで概ねこの金額よりは5割、もしくは倍の負担金になる可能性がございます。そういった中で分担金の関係を見て

みますと分担金はあくまでも一括、一時払いということでございますけど、これ等も町の公共下水道並みに何年間の中で払うことができないのかどうかご質問致します。

3番目がですね、営農用水道使用に対する下水道料減免ということで、ちょっと分かりづらい文章でございますけど、このあと農村の下水道がつけばその分担金は水道メーターに対してかかってくるわけでございますけど、我々農村地区は特に渇水期、又は春、冬には水道の水をそれぞれ花なり牛なり、又は春の育苗なりにこう使っているわけでございますけど、実際そういう金額までもその下水道負担金に跳ね返ってくるという現状が生まれてこようかと思えます。もしくは、これ等に対する方策があれば聞かせて頂きたいと考えております。宜しく申し上げます。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 合併浄化槽の関係でありますけども、まず使用料の関係につきましては昨日も申し上げましたとおり、今具体的な数字ということでありまして、これは条例改正の案も併せて、或いは改正するか別にするかはまだ一本の方がいいのかなあと思っておりますけども、具体的な数字というのはこれからもうちょっと詰めないでどの辺に設定するか、どの辺町が負担するか、この辺もそれによって変わってくるわけでありまして、具体的な数字は今ちょっと申し上げられない。なんぼかあるかという数字は申し上げますけども、これが議会提案する前に当然やっぱり皆さんにお知らせする、或いはご相談申し上げる機会があるかこう思っております。それから、これは特に所管の委員会の皆さんにはまたご相談申し上げんきゃいかんことだと、そう思っております。

それから分担金の分納については、これは大体自治省の指針によりますとこの設置費の10分の1くらいが分担金になると、工事費の一部なんです。ですから、市街地で下水道法に基づいてこの下水道を始めた時は、この設置するしないに関わらず宅地に面積割で分担金かかったわけです、強制的に。これ農村の場合は自分が希望する方が合併浄化槽と取り組んで分担金を納めて頂くわけですから、ですからこれ強制的でないでそういった分担金を分納するだけの金額にならないだろう、金額はそれぞれの人は大変でしょうけども今は分納する考えはないので工事着工前に一括して支払い頂く、そんな予定でおります。

それから営農上の上水道の使用に対する下水道料の減免でありますけども、これ問題は下水道といいますか今の浄化槽に入っていないかのようにすれば上水道のメーターだけでそれがわかる。その上水道の今のメーターだけでなく、小メーターか別のメーター付けるか、そういうふうにその期間だけ農業用のそういう方法を取れないだろうか、検討してみたいと思っております。そうしますと、この下水道に関わりなく水道料金だけでその期間だけの特別料金というのは考えられると思っております。そんな事で検討していきたいと思えます。

○副議長（谷口清治副議長） はい。

○13番（室田議員） 一再一 それでは、使用料の関係につきましてちょっとまたご質問致したいと考えております。先程、先刻行なわれました水道課の説明の中では使用料の関係の算定が2点ほど出ておりました。それによりますと、維持管理費と資本費の2分の1を経費に算入した場合、基本料金で10tで4,110円、その超過料金がt 490円ということになっております。もう一つの試算の方法は、維持費のみを経費等として算入した場合はそれぞれ基本で3,600円、それと超過で430円ということで、これを単純に町の公共下水道と比べてみますと、先に言った試算の算入の関係では約3.1倍、維持費のみの場合で2.7倍という非常に高い設定の思案が出ていたわけでございます。先程町長さんも話の中で言われましたように、町下水道の接続加入ということで我々は任意加入ということでございますけど、今のその町内の生活環境を考えた場合に我々のその個別排水と公共下水道に使用料の差をつけるのはどうかという気もしておりますし、出来れば同一会計の中でやるのが一番妥当でないかと思っております。その辺の考えを聞かせていただきたいと考えております。

もう1点は分担金の分納の関係でございますけど、町長さん言われたように金額的には170千円程度の負担、一時払いということでございますけど、当然この支払いはこれだけではなくて恐らくトイレにかかる金が1,000千円近い金もかかる人もいますかと思えます。これを合算しますとかなりの負担になりますので、出来るだけこの分担金の関係もそれぞれ工事費とともに分納出来るような恰好に是非ともして頂きたいと思えます。この辺どう考えておられますか、ちょっとお聞かせ願います。

○副議長（谷口清治副議長） はい、町長。

○町長（篠田久雄町長） 料金につきましては、今トータルで維持費がなんぼとか管理費がなんぼとかということではなくて、トータルでこれ出してみなきゃいかんだろうと、そして下水道と同じ料金にするべきだということ、更にまたそれと違うということもまたそれぞれ理論が成り立つわけでありますから、どうするかは如何に払って頂きやすいように環境づくりにやっぱり行政も支援しなきゃいかんと思っているわけでありますから、もうしばらく計算させていただくの待っていただいて今日決定でありませんのでひとつ時間を貸していただきたい、こう思っております。

それから分担金の分納でありますけども、これも今先程から申し上げたようなことで町の下水道の取り組むときには非常に大きな宅地割ですから金額が高かった訳でありますし、この辺が平均のところをとるかいろんなとり方によって変わってくるわけでありますから、これもしばらく計算をした上でまたご検討賜りたいと、こう思っております。

○副議長（谷口清治副議長） 続きまして13番、室田議員の特作奨励問題について質問してください。

○13番（室田議員） 13番、室田でございます。特作奨励問題につきましてご質問致します。ここ数年本町農業も急速な農地の集積が行なわれまして、大規模化とともに近代化されました。しかし、その効果以上に米あまりの中での米価の低迷が激しく、我々の経営も非常にこう苦しい状態になっているのが現状でございます。こういった中で、我々の今後の経営も稲作の規模拡大経営がいよいよ特作を中心とした複合経営の転換が迫られております。それとともに今年の秋に完成しました米バラ施設の完成によりまして、それぞれ秋の作業が低減されたということで十分その労働力を生かすべく、これから施設園芸に取り組みたいと考えているところでございます。そういった中で今特作奨励の中でキャベツ、メロン、花ということで振興しているところでございます。特にキャベツにつきましては、それぞれ町の理解の中で安定基金が平成7年から9年に3年間積み立てられることになっておりますし、平成8年には移植機、また播種機等が補助金で導入されております。しかしここ2年程の価格の低迷、またそれぞれ気象条件による異常化の発生ということで農家自体、キャベツ農家自体非常にこう苦しい現状にきているのが現状でございます。聞きますと明年以降の作付けが非常に心配をされているところでございます。そういった中でキャベツの振興と農家所得の向上を考えたとき、この生産費の中で一番大きなウエイトを占めています苗代ですね、これ1本8円で反等5,000本ということでございまして、約40千円かかっております。総体、生産費が大体70千円ですから、その6割程が苗代ということでございまして、この苗につきましても農協でそれぞれたてているところでございますけど、この苗に対する助成をこれは行政だけでなく農協も交えた形の中で苗助成が出来ないかどうか、この1点を聞かせて頂きたい。

もう1点はメロン、花卉のハウス導入事業に続く周辺機器の導入補助事業ということでございますけど、この関係につきましてもそれぞれ昨年よりハウスの導入事業が進められておりまして、約100棟に近いハウスが新規に導入されております。しかしながら生産状況は必ずしもいい方向にはなっておりませんで、というのは産地間競争がいよいよ激化を致しまして、我々生産者もそれぞれ実態に併せた定期的な安定供給の必要に迫られているわけでございます。そういったなかで周辺機器を導入ということでございますけど、特に今の花の出荷は今は一週間に3回ということであとの日は咲花をしても予冷库なりにこう入れておかないと品質の低下が激しいわけでございます。この予冷库現在何戸かの農家に入っておりますけど、当然農家の段階で予冷の必要性が出てきたという事でこの予冷库、また防除機の関係もそれぞれハイカビ用だとか非常に花の品質を下げる病気の発生がしております。こういったなかで、非常にこう高価な機械だけに我々農民だけではなんともしがたい点でございまして、何とかこう補助事業にのせながら年次計画の中で導入していけないのかどうか、お聞き致します。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 今室田議員さんのおっしゃったことよくわかるわけでありまして、またなかなか特作、余剰労働力ができたから特作を作ってください、じゃキャベツは作れば必ず儲かるということではないことも私も理解致しております。どうこれに価値を高めるかということで、町と致しましても～を駆けましてキャベツの品質を保つために予冷施設も作りました。更にまた議員さんもおっしゃったように4,500千円、またメロンや花卉にもそれぞれそのハウスに99,000千円ですか、畑作振興ということでやっぱり資金を出させて頂いているわけでありまして、その中で如何に活用していくかと、金額大きくないんですけども、細かいところ、「これも補助、これも補助」ということよりももっとこの抜本的に解決せんきゃならん問題があるんでないだろうか、それで例えば市場の問題だとかそういったものについて農協が開拓する、それに対する支援とか、或いはまた流通経費の問題については考えていく点がないのだろうか、ただ作付け、成育の期間に対して細かいそういうバラバラの補助であっていいのかどうなのか、そういうものも検討せんきゃならんときでないだろうか、気持ちは良くわかるわけでありまして、私はこういうふうなことは国も農村の振興に今まで細かい面で随分指摘をされたことがあるわけでありまして、そうじゃなくてやっぱりこれからの国が農業に対する助成というのは国土保全のためにひとつ出すんだという、そういう国民合意の取りつけた支援の仕方、そういうところに持っていかなきゃならんのでないか。そこで何を選ぶかはその町とそしてその生産者、そういったことになってひとつの団地形成しなければ当然受益者の要望に答える数量になりませんから、そんな事に取り組んでいくべきことだろうと。だから米バラ作って、施設を作ったから余剰労働力ができたからキャベツに更に重点をおいていかなきゃならん。そのためにまた助成出せということではなくて、1回米バラ作った、出してもらったらそれについてはひとつ卒業させて頂く、次は流通体系についてどう取り組んでいくか、そういう、その辺のところを大事なところでないかというふうに考えておりますので、一緒にまたこれからも議論をしていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○副議長（谷口清治副議長） はい、13番議員。

○13番（室田議員） 一再一 町長さんの言われたことは十分こう理解するわけでございますけど、我々農家サイドから言いますとなかなかその流通の関係、また市場の関係等については分からない点が非常にあるわけございまして、生産段階での助成が出来ればということで今質問したわけでございますけど、流通関係も今ある程度は考えておられるということでございまして、それぞれ補助出せ、補助出せとそういう話ばかりすると嫌われますけど、何とか特作振興の中で今言ったような形出来ないかなあと今考えているんですけど、再度もう一回お願い致します。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） なかなかご質問されたからぴったり呼吸が合うとなかなかいい場合もあり

ます。これ際限なく資金があれば別でありますけど、やはりこの公平の原則から言いますとじゃ商店街の何処かの店で「どうも売れ行き悪くなったから、町として助成すれ」というふうに全部出来るかどうか、大きな公衆といいますか、大衆全体がやっぱり利益受けなきゃならんという公衆浴場なんかには支援したことがありますけども、その辺どうしても補助、補助していかなくてはならんということであればその作物は作るにふさわしくないということになるわけで、補助なしでやれる道を探らなきゃならんのでないだろうか。で、それは一時は補助をさせて頂いて、次に何年かでこれが卒業していけるという見通しでなければ永遠に引きずっていくような補助の仕方っていうのはこれはもう無理だろうと、そのように思っております。で、もう今年1年というのなら、これまた別でありますから検討させていただきますが。

○副議長（谷口清治副議長） はい、次に12番、杉本議員の町政推進問題について質問してください。

（10時35分 橋場議員退場）

（10時36分 橋場議員入場）

○12番（杉本議員） 12番、杉本です。町政推進問題でございますが、現在検討されております町行政改革の計画と同時に今後具体化されます農協合併、更に改良区合併ないし町統合と書いてありますけれども町吸収ということになるかと思いますが、こういった問題を含めながら町の広域圏の行政対策として先取りした総合的町政推進の検討について伺いをしたいと思います。

昨日農協合併については山田議員が質問されたなかで、私に関連する中では町の独自性を発揮しながら持続した農協への支援をしていくと、こんな答弁がなされておりました。そこで、私が色々農協の中で現在合併することによって大きく変わらなければいけない大きな問題が出ております。それは言うまでもなく米バラ施設でございます。これは農協と町の中で指定寄付という約束のなかで10年間にわたって25,000千円ずつ支払いをしますよ、支払いといいますか寄付をしますよと、こういう約束になっております。で、問題は合併することによって現在特別賦課金で農家の方から徴収されております。合併することによって賦課金というのは11農協、全部一律の賦課金の統制に入ります。そうなりますと、沼田だけ特別賦課金という徴収の仕方は不可能の状態になります。そうなりますと3年間については問題は無いと思いますが、合併が11年の2月ということでございますから、今日の新聞、農業新聞見られた方もご承知のとおり最長に延ばしても13年までと、こういうことで合併法が延期になりましたけれども、その中で3年間は約束できますが、それ以後の件については農協が合併することによって支払いについては難しくなると、こういう問題です。で、一時に集めればいんじゃないかという考え方もありますが、840円ずつ集めておりますから11町平均沼田いま作っております。そうなりますと600千円から20町作っている人はその倍と1,200千円と、それを一時に集めるということは非常に不可能という形にな

ります。で、農協が出せばいいんじゃないかということになりますが、私も色々農協の経営中身を調べた結果積立金もかなりあります。しかしながら、農協も戦後就職の関係で11年から13年の方を何十人も入れたと、こんなことから退職引当金が現在6億ほど不足していると、適正規模に合わせますと6億ほど不足していると、こういう事でこれ等も合併までにその6億を積立てなきゃいけないと、この事は合併処理の中で税法で7項目、これ免除をされることになっておりますのから積立金から移行するとかそういう事は出来ると思いますが、そういう事を考えますと農協が175,000千円ぐらいになります、それを一時に払うという事は非常に不可能な中身にもなります。そうなりますと、これ等についてどのように町としては考えられておられるかと、更に先般山田議員の質問の中で持続的に農協支援をしていくという中で初穀の堆肥施設、これも合併以後になる可能性ということを考えますとそれ等の支援は間違いないのかと、これ等の点についてまず冒頭にお聞きしたいと思います。

次に改良区の合併関係、或いは町統合と言いますか、吸収という考え方の中で伺いをしたいと思います。現在雨竜川連合の中で、これは沼田中央ダム関係であります道から5、6年にわたりまして500千円の補助、現在昨年から1,000千円という事で補助を頂きながら雨竜川連合の中で合併を調査、検討をしていると、こういう経過でございます。しかしながらこれ等の進展しないのは沼田、或いは多度志と秩父別、この辺の水系の差と言いますか、非常に沼田はポンプが多くて電気代だけでも30,000千円ほどかかってございます。その他に機械代、その他かかるわけですが、そういう事を考えますと秩父別の水系については水門を開ければほとんどが無料で行くと、こういうところと一緒にならない要素があるということです。従って、一緒になったときの賦課金の割合でいきますと沼田のサービスはガタンと落ちると、こんな事になりますから沼田としてはなかなかその合併について理解しにくい要素があると、こういう事を考えた場合に町への職員の吸収、統合と言いますか、この辺は色々言葉の使い分けと中身によって変わってくると思いますが、現在職員、事務費これ等が賦課金6,700円の中の36%を占めております。更に維持管理ということで36%、交際費で27%、これ等について維持管理費についても恵北の関係の施設について今回も自治体を通じながらやって頂くというような事で改良区も大変感謝をしているところでありますが、これ等が人件費、或いは維持管理の関係が町にこう吸収されることによる恩典というのが非常に大きいと、町の職員の適正規模と色々難点もございますがそういった面では合併に対するメリットがないとすれば町統合、或いは吸収、こういったものについて前向きな検討が出来るかどうか、この辺の考え方もお伺いしたいと思います。併せて、現在自治体の姿というのは既に戦後自治体の～というものが町なり市なりで設定されていると。それから40年、50年が経っているわけですから、既に合併された町村もありますけれども、既に単一町で行政サービスをこのまま続けていくということは非常に困難性が生まれてきていると。そういう事を考えますと、既に広域でやっている事業もありま

すが、更に押し進めて広域で事業を進めてその住民のサービスを落とさない、こういう方法を考えていかなきゃいけない。農協が合併する、或いは改良区の問題を含めると既に先取りした形でこの行政改革の検討の中で十分に煮詰めたものを出していかなきゃいけないと思うわけですが、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○副議長（谷口清治副議長） はい、町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。この農協の合併によってこの米バラ施設のご心配をされている訳でありますけども、これは支払いの関係もさることながら他の11農協の内沼田以外の10農協は沼田のあの米バラ施設をどうしようか、他の方も頭を抱えているのが実態でありまして、この関係につきましては私は他の町に持っていきけるわけがないわけですから、これは沼田の方々がご利用して頂けるものだろう、支払いについてはこれはまた農協さんの方からいまだ作ったばかりだし、そういう話がございませんので農協として対応されることだろうと、何かをこの資産を売ってそれに当てるとか、組合員の皆さんが納めていらっしゃるのが、そうすると皆さんと組合員の関係はどうなるのか、それはまだわかりませんが、私の想像だけの話でありますから全くこういう話は今農協の方からも話はございません。合併するという話だけであります。ただそれから、昨日もし私が農協に支援をしていくというふうに表示をしておれば訂正させて頂くので、農家に、組合員に支援をしていくということであって従来も農協に支援したつもりはないわけです。ただ、農協がひとつの窓口であると、農家ですね、ひとつを束ねていらっしゃる。そういう組織だから農協に出しているけども、実際はやはり私は農家に支援すると、今後沼田地域の農村には支援してこうと思っておりますから大きくなる、力のつく農協に支援していく必要はないだろうと、そのように思っております。ですからこの糶穀については昨日も申し上げましたように、やはりこれはあそこにあるだけでは駄目なので農協もひとつしっかり考えてほしい、行政もこの農家のためにあれをやっぱりこの有機質肥料になるように、そういう支援はさせてもらおう、それはそのように思っておりますので、その点もし農協という言葉を使っていれば訂正させて頂きます。

それから改良区の関係でありますけども、国や道からはやっぱり農家負担の軽減ということは行政だけや国や市町村の支援だけでなく、改良区自らがやっぱりこの農家負担を軽くするために合併を進められるておるやに聞いております。それは雨竜川中央、今連合と言っておりますから今議員さんがおっしゃったんですね、そこをひとつの単位として話もないわけでないけれども、今おっしゃったように秩父別と沼田、例えば大変な負担の率が違って参りますからなかなかスムーズにいかないだろうと、足りない部分は誰が負担するか、それは秩父別も平等になって沼田と一緒に言わないわけでありまして、そういう難しさがあります。また、改良区は杉本議員さんご承知のように土地改良法に基づいて運営されているわけで、土地改良事業が行なわれている。やっぱり農業用の用排水路の施設管理、また

農業用道路の施設の設置と管理、そういったことでありますからこれはこの行政の自治体の運営の中にそれを取り込んでも法的には問題はないのでありますけども、これをここも問題があるのは例えば妹背牛へいきますと秩父別の改良区と深川の改良区で、妹背牛には改良区がありません。水系で改良区その区域になっているわけでありますから、沼田土地改良区の中に北竜町が含まれてくる、いうひとつの境界の問題。もう一つは、何といても一番は改良区さんがひとつはこれを決めることであって、私も行政側からこれを合併、吸収するとか合併するとかいう段階ではないので、この話はまた改良区から出ておりませんので、そういった事も改良区さんがどうお考えになるか決めてそれからの問題だろうとそうように思っております。合併するとすれば北竜町にある組合員をどうするかという課題があるということでもあります。

それからこの町の行政改革、これはやっぱり今の現状のままでいいと思ってませんから、絶えず行財政審議会の答申も受けてやはりその中で少しでもやっぱり経費のかからないように、そこは住民のサービスに回るようにそういうふうに対応していかなきゃならんということは内部でも絶えず検討を進めているところでありますし、今後とも一層そういった事がこの推進してかなきゃならんことだろう。それですぐは合併というご意見でありますから、私もその事については昨日も触れましたから今日は申し上げませんが、この広域圏での行政対応ですね、これはやっぱり相当従来よりも1年1年この広域圏の中でこの推進が図られております。一部事務組合はもともと始めておりましたけども、青年を派遣することもそうでありますし、医療の関係もそういうふうになって進んで参りますし、うちは厚生病院があるからそこが独自に進めておりますから訪問看護、ステーションの方には加盟していませんけども、段々そういうふうに進んでくるだろうと、その事が少しでもこの経費の節減になることだろうとそういうふうには思っておりますし、もっとそれによって広く情報がまた入ってくるというようなことになるから、そういった事では広域圏というものについても大いに進めていかんきゃならんし、一方もう一つは3町協議会の方もやはりそれなりに区域の違うところの交流ということもまた新しい情報が入る、いうことでそういった情報化時代に対応できるようなこのあり方として取り組みしてかなきゃならん、そのように思っておりますので宜しくお願い致したいと思います。

○副議長（谷口清治副議長） はい、12番。

○12番（杉本議員） 一再一 只今答弁ありましたけれども、米バラ施設については農協が資産を売ってでも何でも、こんな事でございますが、今回この合併することによって恩典が3つほど大きくございます。それは何かといいますと、税法上7つほど減免されるということです。これは長くなりますから省略致しますが、その他に連合会、これ連合会の方から合併に対しての助成、もう一つは補助が2億とも10億とも言われておりますが、これは負債額、償還出来ない農家の負債とか色々ございますけど

も、貸付金負債、焦げつきの面について各11農協のプラスしたものに補助金を、全額くるかどうかわかりませんがくるということです。そういう事を考えますと2億から10億の幅の中で補助金がくると、こういう恩典がございます。合併することによって不良負債があると合併できないという問題を解消しようということです。そういう事で考えてみますと、先程町長さんが資産を売ってと、こんな事であれば牧場に貸している農協の土地、これと振り替えという考え方もできますが、それ等の考え方にもう一つ加えてこの不良負債にすると、結局町の借金、農協が町の借金と、こんな方法があるかないか。これは農協が言うまで「なんもおら勉強せんわ」という、こんな極端な話怒られますが、そんな答弁に近いわけですからもっと先に十分に検討しなきゃいけないと思うんです。検討してどの方法が組合員のため、先程組合員のためということと言われておりますが、なるのかと、それはやっぱり率先して町も十分に勉強しなければいけないと思うんですが、それ等の考え方も十分お聞かせ願いたいと思います。

次に改良区の関係ですが、吸収ということについてもこれ改良区からお話がないと、こんな事やら改良区法の中で運営されているから独自性とかこういう事でございますが、現在も恵比島の施設等についてもこれは環境とか、或いは地域の防災、こういった面で排水対策と大きなその公共性を持っているからということで自治省からのこの認定があるわけです。で、そういう事を考えますと改良区が町へ吸収されても何ら不思議がないと、そういった面でもっと先取りした形で合併という事がどうも難しいということを考えれば、既に町への吸収、統合等について十分に検討する時期にきていると。こういう事を考える時には、やっぱり既にこの行政改革等で検討されているわけですから、その中の大きな柱として既に検討していかなきゃいけないと、私はそういうふうに思うわけですが改良区、農協が言ってきてからと、こんな事では些か呑気すぎるのかなとこんな感じを致しますので、その辺の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 農協の合併問題にせよ、また改良区の話にせよ、これはそれぞれ農協は農協法、改良区は土地改良法に基づく組織でありますから、それに対してこの一緒にテーブルについて話し合うことはいくらでもありますけども、私どもから農協の合併の前には「どこの、その資産を売り払ってこうしろ」ということはとても言えるものではありませんので、自らの組織それは尊重していかなきゃならん。例えば青年部の組織、或いは婦人団体の組織についても相談があったり、また大きな間違いをすれば別でありますけども、これはやっぱり一部補助をしたからといってその、この法に、ましてや法に基づく組織でありますから自らがやっぱり判断していかなきゃならん。それがお互いにこの尊重し合うことだろうとそのように思っておりますから、今後とも農協の合併につきましては私は相談を受け

たとき、先日のように同じ会議にいったときには私は基本には非常にこの問題点が幾つかあるからそれについては質問をさせて頂き、「今の広域圏でどうして駄目なんだ。」ということで昨日も申し上げたように申し上げてきたところであります。ですから、お互いにやっぱりそれぞれの別組織であればそれを尊重していかなきゃならん、今後とも私はそういうスタンスで行政だから「ああせ、こうせ」というものではない、そのように思っておりますので宜しくご理解を賜りたいと思います。

○副議長（谷口清治副議長） はい、12番。

○12番（杉本議員） 一再々 農協、改良区から言われていると、そういうことでございますけれども、やっぱり基本的にはこういう問題が町の中で、或いは広域の中で既に具体化されようと、もう2年後、或いは改良区についても「困ったぞ」と、こういうことで大きな課題として上がってきているわけですから相手方が言ってきてと、相手の組織を尊重してと、この事は十分にわかりますがこれだけ切羽詰まってきた中であと2年といいますとすぐきます。それで、その2年後、また合併法が延びておりますからもしくは4年後ということも考えられますが、それ等に対してはやっぱり先取りした形で十分にこう検討しなきゃいけないと思います。で、せっかく町、行政改革の中で検討されているものが途中2年後、また検討しなきゃいけない、また3年後またやりかえないといけないと、こんな無駄な検討は何回しても駄目だと思うんです。せっかく今もう現実の課題として上がってきている時点で十分にこれ等を検討しておく、このことがなければ何度も無駄な会合なり検討をしなきゃいけないと、私はそんなふうに思うわけです。従って、今回出来れば農協も改良区も交えて、例えば既に13日でしたか、合併に対する行政側の会合にも出席していると、こういうふうに聞いておりますからそのスタートはもう切っていると思うんです。更に改良区の中でもその恵比島の基幹水利施設ですか、これも協議会を設けなければいけないということですから、既に改良区とこれ等の問題については協議会を設けながら検討していると思うんです。それ等を既にスタートしているわけですからもう一步踏み込んで、如何にこの沼田の農業なり総体的にみてどうしたらよいのかと、そういうことを十分に検討しなきゃいけないと思うので、それ等の考え方ももう少し歩進んだ答え方をして欲しいと思うので、もう一度お答えお願いしたいというふうに考えます。

○副議長（谷口清治副議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 先日12日ですか、会議があったそのことも含めましてこの今は検討委員会だから呼ばれたと思うのですが、といひながらその方向としては合併するという方向に進んでいる中で、私どもが次にその検討する段階はほぼ終わってしまつて次に進むのは推進委員会の発足に替わっていくわ

けです、農協さんは、その中で推進するためにネックになるのは何だろうか、沼田町の米バラをどうす

るか、こういう課題が出てくる訳ですからその時点で話があることであって、私の、沼田町側から「これをどうするんだ、どうするんだ」ということはないわけですから、議論になってくる時期というのがある、ですからものに先取りしていいことと、少し構えていいこととあるのではないかと、そのように思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。改良区につきましても、どうもこちらから申し上げるべきことではないのではないか、そのように思っております。

○副議長（谷口清治副議長） 次に7番森井議員、行政手続について。

○7番（森井議員） 7番、森井です。行政手続条例制定について2、3点お尋ね致します。昨年成立した地方分権推進法に基づいて設置された地方分権推進委員会は、本年3月に中間報告を発表しております。年度内にも勧告がなされようとしておりますが、この中間報告の中で公正の確保と透明性の向上と題し、地方公共団体は行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため条例等に基づく独自の行政処分等にかかる行政手続について、行政手続法に準じた処置を早急に講じなければならないとなっております。この事において国は平成6年に行政手続法を施行しており、地方公共団体、特に市町村の対応が急がれると伺っております。この事については本年4月に自治省行政課より通知がなされていると聞いておりますが、どのような内容だったのかお聞きしたいと思います。また、本町としてもこの条例制定をどのように取り組むのか、町長にお聞きしたい。また併せて、行政手続条例と同じく中間報告の中で、「開かれた行政を実現し、住民の行政に対する信頼を確保するためには地方公共団体による情報の提供とともに、情報公開が果たす役割は大きい」とその必要性が述べられておりますが、国においては11月に情報等が公表されており、また政府の行政改革委員会は12月13日、原則公開を決定しており、その中でも地方自治体全体にデスプロジャーの推進を求めています。この事について町長はどのように考えているか、この点お聞きしたいと思います。

○副議長（谷口清治副議長） はい、助役。

（11時00分 大沼議員退場）

○助役（西田篤正助役） ご質問の行政手続法の関係につきましては、現在道内で212市町村の内17市町村がそれぞれ制定をしております。北空知管内におきましても深川市が既にそのような方向で進んでおりますけれども、残る町におきましては今共同作業でそれぞれ検討を加えまして、3月の定例会には恐らく間に合って提案が出来るんじゃないかという状況になってきますので、しばらくお待ちを頂きたいというふうに思います。

それから情報公開につきましては、これも新聞等で既にいろんな報道がなされておりますけれども、時代的な流れのなかで十分検討してかなきゃならん事項だと思いますので、今後町長とも良く相談をしながら進めていきたいというふうに思っております。特に行財政審議会がいま行なわれておりますので、

それ等の動向をみながら対応していきたいと思っております。

(11時02分 大沼議員入場)

○副議長(谷口清治副議長) はい、7番。

○7番(森井議員) 一再 行政手続条例については共同作業で現在進んでいるということですが、まだその中間報告とか、どういった点をどういうふうに直すかというような、今までの不備の点があったとかというそういう事はまだ出てないのでしょうか。

それと、後段のデスプロジェクターの問題については行政審議会があるという事で、それに期待を込めてあれしますけども、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長(谷口清治副議長) はい、助役。

○助役(西田篤正助役) どの部分を「どうだ」というその行政手続法の関係ですね、それは今私どもの町にはそういう条例の制定がないわけですから、まったく新しく進めておりますので、新しい感覚で道内の動向をみながら、或いは国の指導を受けながらそれ等の条項に従って条例化を進めていくということで、これは今総務課の方からもう出ておまして専門的にそのプロジェクトを組んでやっておりますので、その素案が固まり次第機会がありましたら関係の委員会にもまたご提示をさせて頂きたい、そんなふうに思っております。

情報公開につきましては、先程申し上げましたように行財政審議会の中で今まだ2度しかやっておりませんから、これ以降の中で色々また論議が出ると思いますので、その中に十分に対応していきたいと思えます。

○副議長(谷口清治副議長) それでは休憩致します。

11時03分

(吉田俊一議員 不在)

○副議長(谷口清治副議長) 再開致します。

11時27分

○副議長(谷口清治副議長) 引き続き町長に対する質問を行ないます。3番、大沼議員、商店街活性化問題について。

○3番(大沼議員) 3番、大沼です。一向に景気の回復しないなか、本町の人口減少は消費人口の減少につながり、商店街としては商工会を中心に鋭意努力しているところではございますが、近隣都市への大型店の進出等により町民の購買力の低下で売上げが伸びず、依然として悩んでいるところでございます。更に12月13日ですか、衆議院本会議において消費税据え置き法案が否決され、来年4月以降消費

税率が5%、実施されようとしております。本来消費税は高齢化社会、及び景気回復等の対策が前提であったにも関わらず、所得税、それから個人住民税の特別減税の廃止をし、消費税をアップするという事は実質消費者の負担がかなり増え、生活を圧迫するものと思われまゝ。また、益々消費の低迷につながるものと心配しているところであります。商工会と致しまして、町から8,000千円の助成金を頂きまして年間色々な事業を通してやってございますが、ひとつには8,000千円の中で職員の給料の問題がひとつ出てまいります。ということは、ベースアップ分がどうしてもこう8,000千円のなかに組み込まれてしまう、そうすると一般事業費の方の経費を削減したり、もしくは手数料を上げてその不足分を補っている。手数料を上げて不足分を補うということは、また力のない商店街に対しては非常にきついものとなる。ですから、これをひとつ私達の給料のベースアップと同様に恒例的にその職員さんの給料だけは面倒みて頂けないかと思ひます。それがまず、それが出来るかどうかというのがひとつの質問になります。

それからほたる館の地区についてなんですが、商店街こう沼田の商店街、飲食店さんも多数ございます。その中で非常に成績が悪い。ほたる館さんの方随分宴会が行っているという、その話を聞きます。それでほたる館さんに対して、こうほたる館ができたことによって沼田町商店街に対しての貢献度というのがどの程度あるのか、お尋ねしたいと思ひます。

それから、ほたる館を利用するお客様が深川からいらっしゃいます。その深川からいらっしゃるお客様がそのほたる館に行くのに非常にバスの便が悪い。車の社会ではありますが、ひとつその辺です。北空知バスですか、北空知バスとの幌新温泉行きのバスの接続をひとつ考えて頂きたい。加えてそのJR国鉄とその沼田の町営バス、恵比島行きの時間の重なりがある部分があります。それが、その時間について検討して頂きたい、それがひとつになります。

それから野議員の方からありましたが、商工会館の建設に伴って商工会の方では来年度まで16,000千円のお金を集めて土地を買うという話が出ております。それで実質160坪の土地を買うわけですが、購入するわけですが、商工会館が建つ位置が不明なんです。ということは、その場所に建てるのであればよろしいんですが、実際こう商店街核となる商工会館なものですから、できれば商店街の振興も含めまして回りの、周辺の土地も買っていただければ、またそういう対策があるのかどうか、それをお尋ねしたいと思ひます。

また人口の減少についてなんですが、よく町長の方では交換人口ですか、幌新温泉にくるお客様、それを増やす、交換人口を増やすということになっておりますが、やはり住みよい沼田、住みやすい沼田になるということはやはり住んでいただける、定住人口の増減、増やすということが目的と思ひます。その減少についての対策、これからどういうふうを考えているのかお尋ねしたいと思ひます。

○副議長（谷口清治副議長） はい、町長。

（11時30分 吉田俊一議員入場）

○町長（篠田久雄町長） なかなかこれ言うのは簡単だけど、非常に難しい課題でありまして、私がそうですね30年前からずっと炭鉱閉山の時からこの商工振興とやはりこの定住人口、このことはずっと議会でも取り組んでいただいたり、取り組んできたりしてきたところでもあります。そのためにひとつはやっぱり企業誘致、自衛隊誘致もそうでした、しかし来ないより良かったけども結局自衛隊もあの程度に終わる、企業誘致もバブルが弾けてみるとなかなか、それでも1年に1社ずつでも誘致を続けていって定住人口につなげたい。昨日も申し上げましたけど、ひとつ定住人口の増加というのはこの住宅政策に私はやっぱり遅れていたということを率直に申し上げて105戸の住宅を建てるわけでありまして、それによって幾らかのやっぱり定住人口を増やしていきたい、減るのを止めたい、いうふうに思っておりますし、あと交流人口につきましては幌新温泉だけではなくて、やはりこれから来年もパックで本州方面からも何とかお風呂入ってもらうようにゴルフ場とセットで、もう一つはまだまだ今のうちの町の資源を生かしていく交流人口はあるのではないだろうか、その事が交流人口が増えたからすぐじゃ商店街の活性化になるかというのと全部の商店になるというのは難しいので、幌新温泉に物を納めている人方、酒屋さんとか生鮮食料品を扱っているところはすぐ伸びるわけです。ただ、それも1億台ですから、あの幌新に納めている。それでもそこに納めている人方はそれだけの、やっぱり温泉が伸びれば伸びていくということになります。ちょうど宴会を、宴会が幌新温泉に行ったらしゃるということで苦情があるというお話でありますけども、あの地元の人もそうでありますけどもやっぱり地元よりも町外からのお客さんが結構宴会もしていただき、そこに生鮮食料品も買っていただくとするは町内だからだめですよ、こういうことはないのだから施設があるから親戚を呼んで法事も温泉でなんてことはあるわけでありまして、その辺出来れば両立出来る道を探っていくということが大事かと思っております。

それから最初に言われました、まず商工会の職員が毎年ベースアップする、その分が足りないから手数料の料金の値上げ、跳ね返ってくる、これはなかなか大変だということではありますが、その辺はこの町としての助成はさせていただき、イベントはイベントとして支援をさせて頂いていることからいうと両方含めてですね、含めていくと管内では多い方になるはずなんでありますから、そこで人件費についてはやはり商工会の中でありまして、「そこまでも上がったから上げます。」というわけにもいかんだろう。どうそれを経営の中で、商工会の経営の中でやっぱりこの経営努力をしていただいて、他のもので切り詰める方法はないのだろうか、そんなふうにもた別の、商工会というのは収益上げるところでなくて指導機関ですから、もうちょっと工夫する点がないのかその辺がひとつ、商工会の中でもひとつ議論をして頂きたいと思うところであります。

それで、商工会館につきましては、あとの回りの土地については、その対策は一緒になってほしいと、こういうふうに思っております。

それから深川から来る北空知バス、それからこの接続ですね、これ等を時間的にJRと町営のバス、この接続も含めて朝の出勤、幌新温泉に行く出勤から途中の子供たちの乗せる、お客さんの両方の接続を考えていかんきゃならんから非常にJRのバスもありますし、ですからどこら辺が一番いいのか、ちょうど新しく出来る商工会館にそれが待合として出来て、そこで時間潰しが出来るような方法に取れるか、そういったこともまた商工会共々これ考えていかんきゃならん課題だろうとそういうふうに思っております。そんなことで商店街の活性化問題についてはずっとの課題であります。で、この商工会館を通じて今の待合を、出来ますから、それを上手く活用していただく方法というのは取れるのではないかな、そんなふうに考えますのでまた一緒になって知恵を出し合っていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

○副議長（谷口清治副議長） 3番、大沼議員。

○3番（大沼議員） 一再一 はい、ありがとうございます。商工会のその職員さんの給料のベースアップについてですが、やはり年間に例えば200千円、300千円ベースアップがあると、商工会のその事業費自体は去年も8,000千円、今年も8,000千円ということなんです。その中で今年も当然給料のベースアップは致します。そうすると、どうしても300千円、400千円なんですけど、その部分がどうしてもこう事業費の方の縮小になってしまうわけです。ですから、その部分だけはそのいただければ非常に、その商工会の事業運営もスムーズにやりやすくなるんです。それで、実際にこう商工会の中身ですとやはり職員さんがその8,000千円の割り振りをするのに他が給料上がっているから上げたいんだけど何となくこう上げづらいと、そういうやっぱり気持ちがあるわけです。そうすると、商工会運営についてもやはり支障を来すものになりますし、ましてやいま力のないその活性化していない商工会、商店街なわけですから、少なくともそのベースアップ分くらいは町の方でみて頂ければみて頂いて、事業費をやっぱり一般事業費の中では削減しないで何とかしていきたいと、というふうな考え方なんです。だから、さっき町長の言われることもわかりますけど、是非それをひとつ本当にお願ひしていきたいとは思いますが。またそれが出来なければ本当にただ単にいつも町長言われますように、その商工会の方から何かを考えてきてください、それに対してその助成、または支援は致しますということも言われるんですけども、それがまず本当にこう一歩出来るものではないかと思うんですが、再度町長如何ですか。

○副議長（谷口清治副議長） はい、町長。

○町長（篠田久雄町長） 人件費のアップを町がみるということになりますと、これは非常に難しい課題ですね。ですから、これは全てのことを、トータルで色々考えていかんきゃいかんだろうと。なかに

はひとつは人件費が上がるということもあるだろうし、商工会という運営のなかで町として助成してさせていただいているわけでありますから、それからイベントの支援もみな含めて商工会館の支援、これはみんな含めた上で、中で考えていかんきゃいかんと。それと、やはり職員さんが会員に喜ばれると、非常に会員のためになっているという点がありますと支払いをする時もベースアップも惜しくないわけだけど、どうもその辺に不満がありそうな、言葉にならないものがありそうな気がするんですけど、まあそれは別として、それだけではちょっと難しいので色々トータルで考えさせていただこうと、こう思っております。

○副議長（谷口清治副議長） 次に2番橋場議員、国政問題について。

○2番（橋場議員） 2番。消費税問題についてちょっと、益々重大な中身を含んでいますので町長の見解を改めてお聞きしたいと思います。実は12日の衆議院税制特別委員会の審議が行なわれて、13日の衆議院本会議で新進党提出の来年4月から消費税は3%に据え置くという、据え置き法案が審議されました。そこで、新進党提出のその法案が否決されたことをもって、商業、マスコミは一斉に来年4月5%が決定したと、こう報道しているんです。しかし、これは全くの間違ひなんです。決まったということであれば2年半近く前の、2年半にはなりませんね来年4月ですから、2年以上前に村山内閣のもとで来年4月からは消費税を5%に引き上げると、更に本年の9月にその来年4月から5%にするかそれとも3%でいくか、尚更に7にするか10%にするかということ今年9月に見直しをするというそういう中身の法律が出来たわけなんです。ですから、決まったといえばその時点で決まっているわけなんです。ところが今、「それは大変だ」ということで議論になっているわけなんです。そして、その課程の中で新進党のその法案が否決されたというだけなんです。決して消費税5%が決まったわけじゃなくて、これは決まったのは、決まるのは来年の4月にその、4月じゃなくて来年度の予算の中に5%引上げのこの含めた予算が組まれて決定されるかどうかなんです。ここで初めて決まったんです。ところが、それが殆ど決まったように、知ってて書いてると思うんですけども、商業新聞、マスコミはやってると思うんですけど、こういう中身なんです。それで、しかも9月で見直しするというやつを橋本内閣は6月25日に閣議決定で決まったと言ってしまったんです。マスコミも大体閣議決定したんだから来年4月、もう決まったように書き立てたんですが、我々日本共産党は「とんでもない」と、「国会で決めるのは閣議じゃなくて国会です。」という事で大宣伝したおかげで、実は6月に4月から消費税5%にするという事を決めてしまえば10月の選挙の時にはもう争点にならんだろうと、それを見込んで決めたわけですけど、それは崩れて総選挙の中で争点にすることが出来たと。そして、その総選挙が終わって当選してみましたら 500人の当選議員の中で7割の 360人近くの議員が大体据え置くとか反対とか、それから凍結だとか、それから行政改革をしっかりとやってから引き上げるんだというような事で一応4月か

らは上げないという公約をしたわけなんです。そこで、当然議員の人達は公約を守るならば4月からの引上げということはないことになるわけなんです。その議論が今やられているということなんで、新進党のその法案が否決されたからということで決まったわけでもないんで、これからこの消費税4月に上げるかどうか決める正念場にたっていると思うんです。ですから、私はまずそういう立場で町長に質問したいんですが、日本共産党が何故新進党が来年4月から3%据え置きだということに反対したんだと、この法案に反対したんだという疑問が私達の支持者の中からもきます。何故日本共産党が新進党の法案に反対したかという、どうして商業マスコミがきちっと最後まで書かないのかわからないんですけども、据え置きだけが大きく出ているんです。ところが、新進党の提案した法案の中には4年後には5%を引上げというのは自動的に否応なしに上がるような法律なんです。それから、今の3%の消費税の中では零細企業や商店の人達に、中小企業を保護する部分があるんです、保護する内容の部分があるんです。新進党のこの提案したやつには、それを全部破棄してしまって大企業も中小、商工業の恩典の部分は大企業と同じようにとっぱらいという中身になっているんです。それが、その4年後ではなくて来年4月からということになるんです。ですから3%でいっても新進党の法案が通ってしまったら、この今幾らか保護されているそういう中小商店の人達も大変なことなんです。そういう立場から日本共産党は反対したわけなんです、これ等のことが普通の新聞はあまり書かさないです。そういう事で私は是非ともこれから町長、沼田の商工会の人達が売上げが伸びないということでこれ以上消費税上がったら当然売上げが落ちてしまうだろうという立場から、是非消費税の引き上げには反対していただきたいと思うんですけれども、ここに資料載せました。今まで税金というのはどういうふうにして取るのが一番正しいのかという事で、正森議員が質問したんです。最初こう言ってました。ある俳優さんが選挙の応援演説の中で、「東京都のあるところの老人の人が、要するに生活保護受けられないで餓死をしました」と、「この人が餓死する前、ものを買って食べるお金がないので餓死したんだけど、その人は餓死するまで水道の水を飲んでいたので死ぬまで消費税というのは取られるんです」と、「こういう人達からも取るような消費税になると、こういう法律を消費税制を認めるわけにはいかないんじゃないか」という応援演説をされたわけなんです、そういうふうに消費税というのは非道なものなんです。ここに総合性、累進性、生計費、非課税の原則というのを書きました。こういう方向でやるべきであれば消費税というのは当然ないことになるんです。こういう立場で町長立って、是非ともこの消費税の引上げがないように是非町村会長の中でも奮闘していただきたいと、それから中央に行ったときにでも各省庁訪れた時には必ずこれを是非要求してほしいと思うのですが、如何でしょうか。

健康保険の医療問題についてであります、最近どんどん報道されていますからどんなに酷いものかというのはずんずん理解されてきたようではありますが、私達全国民医連という民主的なお医者さん、「

医療は国民のため」という立場で運動している医療機関があります。そういう医療活動をやっている医療機関があります。その人達と私達おいつも連携し合って社会補償の問題や何か、こう知恵をつけていただいているんですが、その人達の調査ではもう何年も前から「こう風邪薬や腹痛薬はもう保健効かなくなりますよ」と警告されていたんです。それが今やと表面化されてきています。この間の国会討論聞いていましたら、もし消費税が5%になるとそれに含めていま国が進めようとしている医療費の引上げだとか、健康保険料の引上げだとかいろんなものを含めると、それと何だか貯金の利子がないとかそういうのを含めると消費税5%になって、これが合わせて大体消費税10%並みの負担を国民が押しつけられるということを言っています。こういう点からとんでもない事でありまして、特に老人医療費が今の定額性から定率に変えようとされますから、これも大変なことであります。こういうものについて社会福祉制度の絶対に解約を行なわないように、こういう事を是非国に要求してほしいと思うんです。それで、こういう問題を私達が議論してやりますと、例えば街頭演説なんかをやっても聞いていて自民党支持する人が、「橋場君の言うのはいいけども、一体そしたらその金、国だってどうするんだと。こんなにも財政赤字でないか。」と、こう言われるわけなんです。それで、わたしやっぱり日本の国というのはどんな経済国なのかということを念頭において考えてほしいんです。まず、世界第2位の経済大国だというのはこれ常識になっているです。ところが我々がしたら世界第2位の経済大国に住んでいるのかと、そういう国の一人だなんて実感できないわけなんです。だけど実感できないのに実際には世界第2位の生産力を持つ経済大国なんです。何故、したらどこに金あるのか、結局どっかにあるんです。これは私達の学の中には資本主義の高度に発展すれば、「富の蓄積は貧困を蓄積する」と言ってこっただけ大きくなったら富が一か所に集中して、して貧困が大多数になるという、こういう矛盾するを抱えているわけなんです。ところが、生産はその貧困を押しつけられている人達で社会的に生産しているんですけども、その富は一部に集まってしまっている。これ皆知っていますけども、これをその人達が「くれ」というのは団結して賃上げするか、それしかないんです。それでも間に合わない。商店街の人達はそういう富のなか作っていく上でも相当な、いろんな貢献しているけれどもそこには回ってこないわけです。この人達にその社会的生産された富をどうやって分配するのかといったら、国がそこから税金として取り上げて皆に配分するしかないんです。これをきちっとやれば財源はあると私達は言っているわけなんです。それで、そのじゃどんなふうな無駄があるかといつて、この間ちょっと調べてみたんですけど、沼田の農家の人達が減反、減反、日本中全部減反、減反押さえつけられているんですけど、あの莫大な浪費的な事業、ゼネコンのあの建設事業が多くの場合農業をエサにして、農業という名前です。どんどんやられていっているんです。例えば、長良川河口堰だとかああいうやつから、してこの間ちょっと選挙の時に言われたのでちょっと本見ましたら、ちゅうかも干拓事業というのがあったんです。これ

は島根県と鳥取県のこう挟まって、宍道湖というところを埋め立てて農地を作るというんです。片一方
で減反させておいて大開拓をするんです、海を埋めて。しかも、見たらただ埋めるんでなくて囲いをして
水を抜いて、海面よりも低いところに農地を作っちゃうんだそうです。ところがそれが馱目になって中
止されたそうなんです。その、88年に中止されたんですけども、その時の中止するちょっと前の5年
間調べてみましたら、そこの工事に入った大手ゼネコン受注額、上から10社まで調べましたら5年間毎
年工事受注額の一割を全部どの会社も一律に自民党に政治献金やっていたんです。工事費の受注額の一
割なんです。調べましたら全部そうなんです。それで、農業こんなふうになっているのにそんなものや
らなくてもいいんだけど、計画してしまったら大企業を儲けさせるために最後まで続けるというの
が今の状況だというんです。これ等をやめていけば、金は十分あるというのが承達の考え方なんです。
是非そういう立場に立って、「いや、そんなこといっても金がないからしょうがない」ということでな
くて、取るべきところからきちんと税金を取りましてやっていけば十分財源があるんだという立場で是
非国に対して要求していただきたいと、こういうふうに思います。時間がきますので一応取り敢えずこ
れくらいに。

簡単に。これ大変なので、特に女性の保護の規定があるんですけど、それをとっぱらうというのが今
やられようとしているんです。そうすると、男性労働者でも今過労死というのがあるわけでしょ。そう
いう男性の中の労働強化されているような状況に女性も組み込んでしまうということなんです。そうす
ると、何故女性保護の規定があるかといったら女性には子供を産むという大事な仕事があるんです。こ
ういう女性の体を保護するということを絶対とっぱらせてはならないと、こういうふうに考えているい
ますので、是非これも改悪の方向には反対をしていただきたいと、こう思っております。

○副議長（谷口清治副議長） 休憩致します。尚、昼からは1時30分からは行ないますので、宜しく願
い致します。

11時57分

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

13時39分

○議長（吉尾政春議長） 2番橋場議員の国政問題に対する町長の答弁から再開を致したいと思います
。町長。

○町長（篠田久雄町長） 最初に消費税のことでありますけども、これは我々も当初から何回か議会の
度にこの問題も橋場議員から言われていることでありますけども、「その通りです。一緒にやりましょ
う」と言えば一番いいわけではありますが、なかなかそうもいかんし我々の力のない一自治体の首長
がなかなか国政に立ち向かうとこれは出来ないわけで、国政は国政の場所でないとはちょっと無理な

点があると思います。どういう行動をおこすか、当然これはもうちょっと歯切れ良く言って橋場議員さんも風邪ひいてらっしゃるから再質問のないようにお答えしようかなと思ったけど、どう考えてもいい知恵が浮かばないので、これはこのくらいに致しておきまして。

次の健康保険と医療の問題、これは私ども町村会というよりも、またそれと同時にまた健康保険組合の総会なんかでも年々これ上がっていく、これについて相当反対と要請をしまいましたが、結果的には昨日の新聞ですか、昨日の夕刊、或いは今日の新聞に出ていると思うんですけども、一回500円、一日の入院が1,000円そういうふうになりますけれども、なんとって高齢化社会になって一人、今一人の老人医療費が205千円かかると言われております。年々一兆円ずつアップしていくと、医療費が。結局いま国民生産が伸びていないから、医療費の方が国民生産よりも上回って伸びていっているという現況からこういうふうには上がらざるをえないとこであります。私どもこれには先程の消費税は橋本、今の総理お選挙のときこう言ったわけです。「5%にする2%の内1%は地方自治体に返すと。そして1%は福祉に回す」。どうも福祉の方は色はついてない。ですから、せめてこちらの方に「こうなった」というはっきりしたものを示してほしいと思うところですけども、どうもその辺がそうならないわけでありまして、ただ私はここで議員さんと私の違うのはこれは本論でないけども、世界第2位の経済大国というけども、ついこの間までそうだったけどバブル弾けてからというのは借金大国日本になってしまった。あるのはやっぱり一部にある人はあるけども、国民にあるところはあるんですけども、国自身に金がなくなった事は事実でありますから、こういう事になったのかなあと感じております。

それから次に労働基準法の問題であります。これは女性側からも考えてみたら強く求められたところだろうと。私どもの女房時代は随分進歩したものと思うけども、一番その妊娠で喜びは何か、赤ちゃんを産むあの辛さでなくて、あの辛さより一週間農繁期のとき休める、それが嬉しかったわけなんです。けども今はそうではなくて、そういうふうには社会環境が変わってもなかなか子供の数が増えないので残念なところでもありますけども、議員さんご存じのようにこの分娩前に6週間、分娩後に8週間というふうにはそれぞれ休めるんですが、女性の何と云っても男女平等に扱うというようなところからそれぞれ審議がこういうような結論を、今言った結論を出そうとしているけども、まだまだもうちょっとまた議論がしなきゃならないところがあつて、例えばまず男女のその職場のその配置の場所ですね、そういったものに差別をしないとか、随分機会均等法のなかで言われております。それから試験の時でも、私どもこの自治体でも非常にやりづらいなと思う点も、「寮母さんがどうしても欲しい」というのにこれ女性と募集できないわけ、女性のみというような場面が出てきたり、そこでこれからちょっと難しい点がある。保健婦さんはこれいいんですけど、そういう女性が欲しい場所に女性だけを募集することは出

来ないという場面も出てまいります。だから、この今後平等にする、そういうことではこの夜間の収容員、今問題になるのは就業規則も撤廃するとなれば今女性の保護をする法律がありますが、女性保護法の法律がありますが、それを撤廃してしまいますということになってくると橋場さんの言うことになるわけでありまして、ある程度平等になるときは止むを得ない点があるのではないかと、そういうふうに思っております。一部また、女性は女性として守ってあげる立場、先程言った分娩と、また産後その他に一年間休めるわけでありまして、子供が1年ですね、そういう事と育児をしやすいようにする、そういう面でこれは女性の立場を守っていくべきでないかと、そのように思っております。以上であります。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 健康保険問題については国に対して今まで言ってきたと、消費税も言っていると思うんです。ところが町長今のあれでは、国、国政は国政でなんてこうちょっと随分ずれてしまったという感じを受けるんですけども、私達の党は国の主人公は国民にあるという立場というなんです。それで、今消費税についても6割以上の人達が反対しているわけです。住専の問題については8割の人達が反対していたにも関わらず、国会の中ではこの住専に例えば税金を注ぎ込むなどという勢力に、国会の中では10%に満たない勢力なんです。国会の中身はそういうふうに国民の意志とは全く相反するのが構成になっているわけなんです。ここでやっぱりこれに決まったものは仕方ないと言ってしまえば、何のために政治があるのかということややはりそれに対してそれによって沼田の町民が不利益を感じるということになれば、当然沼田の町民から選ばれた町長であり議会議員であれば、この問題に関心をもってどういう立場で国に対して対処するのか、当然出てこなきゃならん問題だと思うんです。そういう意味から言っているいろんなこと言いましたけど、町長それでは、前から聞いていると消費税ってしょうがないんだという町長の立場だったんです。それで改めてここに総合性、累進性、生計費非課税の原則というのをこう出したんですけども、こういう、これが歴代の自民党の大蔵大臣が消費税の、税金の体系がこれが近代的な体系の原則ですという事で認めてきているんです。それで、今回もやっぱり三塚大蔵大臣も「これは原則です」と言っているんです。ところが原則だって、原則だけで通るわけではないけれども、その原則から最大限180度逆進性の中身をもっている消費税が国の中でやられているんです。国民は6割反対しているんです。そうなればそれを、そして実際やられたら沼田の町民どうなるかという事を考える必要があると思うんです。そこからやっぱり考えていったら、町長は国の税金が入ってくるところがなければ仕方ないだろうということなんですけど、それで私はあの借金大国といたけれども、あの借金は大国で借金はあるけども、日本は経済大国第2位の経済大国だというのは間違いのないんです。ただ、取るべきところから税金を取らないで、しかも入ってくる分をきちっと考え

ないで出す方をどんどん出したから借金増えたんです。でね、今消費税は高齢化社会のためにあるなんてことはもう全然嘘だったというのは誰でもわかるようになったんです。それで、じゃ何のために取ったんだろうという、平成元年にその消費税始まってから今町長も言ったように 240兆円の国の借金があるという、この借金の内の 150兆円というのはこの消費税出来てから出来た借金なんだそうです。なんぼ消費税上げて金を、税金を集めてみても出す方をひとつの制限しないでやったら借金減るはずないです。こういう意味でこの国の財政の使い方をきちっとすれば消費税は取らないで、逆に取ったって 150兆円も借金増やしちゃっているんですから、こういうやり方やっていたら結局今 5%になるというのは、これはただ単なる 5%ではなくて、二桁に入る突破口なんですよという我々は考えて宣伝しているわけなんです。そういう意味で、消費税というものに対して町長はやっぱり今だに必要性があると考えているのかどうか。この間テレビでやりました、消費税を発明した人がいるんです。その人がテレビに出ていて、「消費税は、これまではたために国の財政を使うものにとっては最高に良い中身の税制なんだ。」って言ってた。足りなくなれば数字を上げればひとりでに入ってくると。全く財政を立て直すなんて考えを持たないで済む税制だって言ってました、作った人が。ですからこういう、今ここでとめておかないと 20%にいつてしまうんじゃないかという事で私は、いつてしまうのははっきりしているんです。あの加藤ヒロシだかという先生が、税調会長の会長さんですか、審議会の会長さんですね、その人が選挙中に消費税 5%だとかなんて、それから引き上げ反対だなんていうのは政治家としてなんとかかんとかと言ったんです。資格がないという意味のことしゃべったんです。消費税をいうのは二桁、18%台にしなかったらこれはもう誰も、消費税をやろうとしてた人達が考えたことなんだというようなこと言っているわけですから、それでこれを 5%許したらそこへいくというのははっきり目に見えているんで、ひとつ是非とも考え方を直してほしいなと思うんです。税金のむだ遣いといったらたくさんあるんです。公共事業を減らせというのは全てということではないんです。本当に無駄な、苫東の東部開発なんかこれもう企業がこないというのが分かっちゃってからも続けて、最後までやっちゃうんです。そこに工業用水を引くんだといって二風谷ダムができちゃうと。ところが、苫東になんも企業がこないというのわかっていても全然二風谷の水止めたって工業用地、用水なんか売れもしないところ最後まで作ってしまうとか、こういう無駄なこといっぱいやっているんです。それは大企業、ゼネコンを儲けさせるためのあれなんです。だから、この午前中に言った中身干拓事業に天下りがもう酷いんです。300何人だか、その農林省だとか建設省の天下りがきて、その企業に入っているんです。そういうのをやめさせんかったら、なんぼ消費税上げて全然国の財政は成り立っていかないと私は思っているんです。そういう事でひとつ、これは沼田の町民が一番、すぐもろに打撃を受けることですから町長ひとつ引き続いてこれを反対して頂きたいと思っています。

それから、保険にしても同じなんです。日本は企業に対する拠出を非常に他の国より安いんです。やっぱり大企業からもっと保険に金を出させると、それから国もやっぱり保険に金を出すという、そういうふうにするのが、これは社会保障制度ですから当然なんです。社会保障制度を今までやっとなんて築いてきたやつをこれだけ世の中進んで、生産も上がっているのに逆行していくというのはこれもう許せない中身です。そういう立場から健康保険、それから医療保険の解約、そういうものを是非止めるように努力をして頂きたいと、こういうふうに思います。

労働基準法については、あの均等法を町長口にはしているけど、町長だってこの役場だって実際には均等法に違反しているようなこといっぱいやっています。実際には能力あるのに結婚したら辞めるという規定もないけれどもいれなくてなって辞めてしまうとか。それで、職場で一緒に結婚したと、したら片方は辞めなきゃならんとか、その場合大抵女なんです。これじゃ均等法が非常に踏みこじられているのがわかっています。それから機会均等法って、一番大事なのは平等というのはこういうことです。同一労働、同一賃金なんです。女であろうと男であろうと同じ質の量の仕事をやったら同じ賃金ということなんです。ところが臨時の人達は、同一まではやってないかしらんけれども、相当いいとこやっているのにもらっている賃金は一体なんぼだと。半分にも満たないでしょう。半分以下の仕事しているのかといったら、そんなことないです。そういう点では非常に労働基準法を踏みこじって、行政がやられていると私は思っています。それで、女性の方からの要求というのはありますけど、勿論そうです。以前は重機やなんかには女の人乗れなかったんです、基準法で危険労働ということで。今は試験取って資格持っていればブルにでもパワーショベルでもなんでも乗れますからこれはいいとして、だけれども深夜業の解除だとか高所の危険なところの解除だとか、或いは有害ガスの発生するような職場にも入らなきゃならないというのは、そういう保護条項がなくなると非常に危険にさらされるんです。なんか妊娠の、農家の嫁さんが何とかかんとかと言ってましたけど、やっぱり今でさえ男の人でさえ過労死があるんです。労災のことでやっていますけど、そういう男性の社会で過労死が生まれるようなそういう、この町長はあれなんです、役場だとか官庁をいってるかしらんけど民間の企業、そういうところに行くとなかなかそういうようになっていないんです。そこで保護規定が外されるとどんな状態にさらされるかわからないということから是非とも私はそういうのを心配しまして、子供を産んでくれる、健康なやっぱり子供を産んでもらわなきゃならないので、今でも正常に、昼間働いているその人達の中でも女性の人達の異常分娩というのがあるらしいんですけれども、但し書き条項があつて夜勤務する人いますね女の人達、深夜でも、その人達の方が異常分娩、非常に割合が多いんだそうです。ですから、但し書き条項でもって夜勤やっている看護婦さんだとか、そういう人達の夜の時間をもっと短くしてしたやらなきゃならんということが逆にあるのに、それを条項を外されるともっともっと酷い状態になるんでないかなとそう

いう心配から、必ずなると私は思っていますので是非とも今までせつかく勝ち取ったそういう良いものの条項ですね、それを解約しないように是非町村会などで頑張ってもらいたいと、こう思っているんですけど如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 労働基準法の改正の問題につきましては、私どももいろんな出てくる本を読んでいるぐらいですから、或いはまた最近の新聞の社説にそれぞれ出てきておりますけども、そんなところを見ながらこういう状況かなというふうに判断致しているところですけども、職場の実態に合わせたり、勿論これは官公庁というよりもむしろ民間企業がこの労働基準法、しかも男女機会均等法を守られていないところが多いわけです。そここのところを守るように、今回の罰則規定はまだないわけですけども、それを入れるかどうかというような議論もあるようでありますけども、もうちょっと私どもも勉強をさせて頂きながら法の指針に沿うように進めて参りたい。法というのは男女平等になるように。私は役場の中で橋場さんの奥さんにも無理なことさせているのかなあと、質問を聞きながらそう思っているけども、そうでもないんだろうと思いつつながら聞かせていただいたところでもあります。

それで健康保険と医療の問題。これは今後ますます上がっていく問題ですから、やっぱり歯止めをかけていくためにも町村会としてやらんきゃいかん、そういうふうに思っております。ただ、ここで付け加えたいのはこの事がそうなるのかどうか、今建設省としてはひとつの単価、基準単価ですね、一番は厚生省の今の事務次官から出た、岡光事務次官から出た問題でありますけど、そこが受けた企業が、ゼネコンも含めて20%跳ねられて下請けするわけです。それがまた次に下請けだす、そういうしくみっていうのがわかった以上はこれはやっぱり基準単価の見直しをしなきゃいかんと建設省は言っているの

で
当然だろうと、ここに税金の無駄なところがあるわけですから、そういうことはやっぱり我々町として発注する場合にも影響出てきますし、ただこれによって補助率がカットされてくるということになるとまたやりづらい面もあるなあと思っているところでもありますけど、何れにしてもこれ等はやっぱりゼネコンだけが太っていくようなことのないようにしなければならぬだろうと、そのように思っております。

それから消費税につきましては、従来もこれはいいとは私は言ったことはないもので、何故国政かという今回も、去年の、平成6年の村山内閣の時こそういう構想が出て、それから閣議決定をしてということに進んできて今回の3党合意で一応消費税というのは、3党合意というのは中身違いますよ、社会党とかさきがけが言う中身につきましては、この生計費については、直接生計についてはこの見直そうと、5%取らないとって結局それはまだ決定したように思っていますけれども、そんな事で選挙に望

んだ、自民党単独政権になった、これはやっぱり今進めようとしているわけでありましてけども、例えば民主党なんかにしてもこれよりも行政改革をしたあとに消費税を課税すべきだと、こういうふうに言っているわけです。その中で、これから我々の声の届かないというのは、全部の国会議員を一人や二人の力で動かせるわけでもないし、ですから一番大きいやっぱり、橋場議員さんもやっぱり自分の党を動かせるとすれば共産党だけが、今新進党がいま反対したらやがて5%に新進党になるというんですけど、今の時点でやっぱり一緒に行動するか他の党を巻き込んで、やっぱりそういう行動というのがやっぱりやっていっていただく、国政の場でというふうに思っておりますけど、やっぱり一回選んだ以上は、選挙が終わった以上はやっぱり議員としての行動の中で、そこに要請するくらいしか我々の出来る範囲、地方自治体としての出来る範囲というのはそういうふうにそれぞれの分野があるという事を理解をして頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再々 実は町長が言われるとおり、我が党は新進党に、いろんな党の人達は延期だとか何とかと言いましたから、その一点で来年の4月から3%でいくという一点で共同しましょうと申し入れたんです。ところが、新進党はとにかくああいう法案を出してきて「これはゆずれない」ということなんで、私達修正案出したんです、党は、だけどそれは修正案も否決されて、結局新進党のあれを審議せんちゃならなくなったわけなんです。そういう形で国会の中で非常に動いているんです。そして、個人個人の公約延期だとか何とかと言った議員の人、一人、一人に対して我々は是非頑張ろうということでやっているんですが、全然黙して語らずという状況というのが生まれているんです。それで、ふたつの面で公約違反されているんです。まずその喋ったことの違反と、それから徹底審議するということだったんです。ところが徹底審議しないんです。でね、特別、この税特委の時でも、本当は自民党が二日ということだったそうです。我が党はもっとやれと言ったんだけど、それが一日になったのは新進党の方から一日でやめてくれという申し入れあったんです、自民党に。何故かといったら、結局出した、新進党の出した法案は全然そんな審議に耐えられるような中身でなかったです。だから、審議時間が長くなって新進党の法律に対してこう質問を集中されると、もう答えられないような状況生まれるのはっきりしていたんです。それで、自民党に対して新進党が「一日でやめてください」と頼みこいたっていうんです。こんな事もあって一日で終わらせて、これも違反なんです。ですから、私達はやっぱり議会、私は地方議会も公約守れということを国に対して、国会に送る必要が是非ともあると思うんですけども、これまであれなんです。選挙終わってから町長、670万人の署名が共産党の元に届いているんです、反対署名が。私は、これは選挙終わってからなんです。選挙前に私はここで大体200筆ぐらいしか署名やってないんです。選挙終わってから100筆ぐらいしか送ってませんが、やっぱりこれ

から私は続けてこの反対署名を続けていきたいと思うので、町長ひとつその点も考えて頂くことを話しながら、次に移っていいですか。

○議長（吉尾政春議長） 2番、農業問題について。

○2番（橋場議員） ここに書かれたイの部分ですね、この通りなのでどんな状況になっているのか、ひとつお答えいただきたいと。

それからロですね、ここに書いている通りであります。特この町道から離れまして一軒だけぽつんと奥にあるとこの出入りの道路っていうのは舗装してないところ、なんぼかあるんです。やっぱりそこで農業頑張っているという人には行政として報いてあげなきゃならんと思うんです。そういう意味で、その改良、道路改良だとか舗装化というのを進める必要があると思うんですが、それ等についてどのように考えておられるか知らせて頂きたいと。

ハもここに書いている通りなんで、実際には米が本来、こういう事なんです。幾らうまい米を作る、これはいいことです、私反対しているわけでもないんですけども、沼田でいい米作る、皆いい米作るんですけど、農作物は作った人が値段を決められないんです。ここに一番問題あるんです。工業製品は作った人が、売る人が値段決めるんです。ところが、農作物だけは何故か知らないけど、作った人が、売る人が値段決められないで買う人に決められてしまうというような状況があります。ですから、その点のやっぱり国がそういう価格補償の下支えをしなければどんなに頑張ってもいい米、美味しい米を作ってもそれが報いられないような状況だったらまずいと思うので、何としてもやっぱり報いられるようにこの農業政策を国に対してやっぱりきちっと要求していかなきゃならんではないかなと、こういうふうに思っています。それで皆さんのところに半ピラいきましたか。これは11月13日から17日までローマのその国連食料農業機関本部のところで食料問題を巡る指導会議、世界食料サミットがこう開かれたんですが、186カ国代表の出席のもとで開かれました。日本からも農林大臣が行きましたし、我が日本共産党から須藤みやこさんと藤田すみこさん、衆議院議員ですね、須藤みやこさんはうちの農漁民局長で参議院議員です。この二人参加したんですが、その会議の中で政府機関での会議と別に非政府組織というのがありまして、その民間組織やいろんな団体が集まりましてやっぱり同じサミットやったんです。フォーラムというんですか。世界食料安全保障家族農業者サミットというのも、やりました。そこが出した宣言なんです。提案されたもののちょっと資料がありましたので出したんですが、日本でいうととにかく輸入自由化はもう世界の流れで仕方がないんだと、そして国際化、国際化、それに乗り遅れたら日本農業潰れるんだという恰好にしか宣伝されていませんけれども、よその国ではそうではないらしいんです。何故日本だけがこうやって国際化に乗らなかったら、国際競争に敗れたら日本農業潰れてしまうというようなことになるのかという、アメリカの言いなりになって全て農業政策進めているということなんです。

そこからとんでもない、例えば今度の5%決まったというのと同じようにマスコミはこの石炭と同じなんです。液体燃料が国際のそのエネルギー資源の全部変わっていくんだと、固体燃料から液体燃料に変わっていくのは国際的な流れで、日本の炭鉱が潰れるのは止むを得ないということだったんです。それと同じように、国際競争に勝てなかったら日本農業は駄目だといって輸入自由化してしまったんです。これ全部、まずマスコミが農民の人よりも消費者の人達にそういう安いものはいないじゃないかと、何も日本で高いその農産物を買う必要がないんだ。安い外国の農産物を買ったほうがずっといいんだというようなことを大宣伝されただけです。ところが、そうではないというのは世界の流れなんです。私はこれで女性を含む家族農業者を強化すると、第一番にこう書かれているんですけど、「私達も国に対して要求しているのは認定農家ではなくて、農業をやりたいという人全てに、そんな土地を広げようとかそんなこと関係なく、そういう全ての人にやはり保護しなさい」という、「援助しなさい」ということを私達は言っているんですが、そして日本の農業はやっぱり家族経営を主体にして、それで〜するような農業きちっと確立すれということを私達は要求しているわけなんです、まさにその通りに世界中で考えているんだと私は思っています。それと一番大事な事は、町長は時々農村議員の質問に対して、農業も何というんですか畜産だとか、商業だとか何とかって事業主みたいなことって答弁したことありますけども、ここに書いているのは食料はその社会的、文化的特徴の上に商品とみなすことは出来ないと、こう書いているんです。私は本当にこれはもう尊い文章だなと思って見ているんですが、これ等について長くなって書記の人も大変だと思うのでこれは全部読みませんからあれなんです、町長これ見てどのように感じられているかちょっとお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） まず最初のウルグアイランド合意基準後の事後対策として、本町でどのような展開になっているかというここに書かれたところからお答え致しますけども、これは議員さんもお承知のように農地保有合理化事業、これが26件ぐらいですか、53億9千円ですか、それから農業経営基盤強化資金利子補給事業、これもウルグアイランド対策の関係ですね、沼田町はこの近隣町村に比較して非常に農地の流動が進んでいるんです。いいか悪いかはちょっとまだ言えませんが、ですからこれ等の利用、活用というのは非常に多いと思うんです。その他に農業の改良資金、農業改良資金ですね、それから北海道の元気づくり事業、それからこれは議会の皆様のご協力を頂きました農家負担の軽減、21世紀パワーアップですか、これも50億越えるんですけども、これもやっぱりウルグアイランド対策、もうひとつご質問に出ています米バラ施設、これもやっぱりその中のひとつだったわけでありますから、当初私どもは6兆100億円、しかもこの半分が、半分以上この公共事業になってくるとい話がありまして非常にこれには批判をしたり、またこういう事であっては受益者っていうのは誰なんだろう

うと、土木建築業者じゃないかということで随分町村会を通じて申し上げたこともありますが、こういうハード事業もありますがかなりソフト事業の面も出てきたというふうに受け止めております。

それから真布の関係、この関係は私もそのように思っております。一辺に出来ないものですから、ずっと山奥であってもそこに農地があればやっぱり道路は必要だろうということで更新地域をずっと今整備も大方終わってまいりましたから、やっぱり真布もこの農地がある限り道路の整備は必要だというふうに思っておりますから、ただあそこ町道になっていますね、ですからこれを農道に一度して整備をするか、町道のままだいのか、そういう事は制度にのれる方法を考えて取り組んでまいりたいとこのように思っております。

それから、今、最後にはこの橋場議員さんが持ってこられたことでどのように考えているかという事でありまして、私どもも全く、そうですよ今読んでた。それで、まっいいでしょうこれ。農業の新規に参入する農業者に対してのやはり農業経営が出来るある程度の施策というのは必要だろうと、その事はやっぱりあらゆる機会に申し上げておりますからその考え方については同じでありますし、私どもいつも申し上げているのは、昨日も申し上げたことでありますけれども、この農業という、或いは農村という地域、またこの今過疎地になっておりますけれども、この地域から人材も送っている、大都市に、もう一つはこの地域、農村地域が守ることによってこの国土保全をしている、そういう問題も含めてやはり国が考えていくべきじゃないか、この事は絶えず申し上げていることでありますから大方ここに書かれていることとそう思想的に大きな違いはないんじゃないか、このように思っておりますので後でゆっくり読ませて頂こうと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 課長にちょっとあれするんですけど、今年ではなくて去年の1995年の予算の中で農業者後継者対策というのが出来ました。これで新規就農する人達に対して、中山間地帯の対策費で～経営開始資金というのが13,000千円新設されたと貸付の、こういうやつは沼田ではちょっと新しく入ってくる人はいないと思うけれども、そういう例えば辞めたいんだという人に、ところに新しい人を入れてこの貸付金と町のいろんな何か保護をするという援助をして新しく離農した人のところに新しい人が入ってもらうという、そういう方法などを考えていないのかどうか、これ一番目についている新規就農者への貸付金についてのことなんです。こういう点についてちょっと聞かせて頂きたいと思います。そういう努力されたのかどうかですね。

米バラのやつをちょっと答弁もらわないうちに発言しちゃったけど、もう一度あとで答弁して下さい。課長の方から。

渡した資料なんですけれども、町長この一番下段の12～3行目ぐらいのところ「多くの場合に市場

の力は食料安全保障を悪化させるかも知れないと、ウルグアイランド協定はしかるべく見直さなければならぬ」と、こういうふう提言されているんです。私はこれ当然そうしなければならぬと思うんですけども、町長はもう仕方ないというような諦めの答弁ばかり聞こえているので、ひとつこの辺りもやっぱり考えて町村会での行動が必要でないかなと思うんですが、どういうふうにお考えでしょうか。それから各国及び国際、ずっと最後の方ですね、各国及び24頁の最後のところです。「各国及び国際機関並びに他国籍企業のような民間の行為者を含め、食料に対する権利の達成に関係するものの活動を管理するかどうかの規範が必要だ」というのを書いたりして、私はもうこれを農家の人が読んだら本当に誇りを持って「そうだ」と思って頑張ってもらえるんじゃないかなあと思うんですけど、ひとつ町長あとで感想聞かせて頂くことにしまして、ウルグアイランドについてはやっぱり改正させるべきだというふう考えていないかどうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） ウルグアイランドについては、それはもう私の気持ちの中にはこれは改正させたい、しかしどうしても今こういう状況で日本だけ孤立するわけにいかないのでこういう状況になっているわけでありまして、だから国に理解をしているというわけではないんです。我々の力でやるだけ反対もしてきた、しかしこれはもう橋場さんの党と言わず農村全体で反対をしてきたわけですけど、この農村というのは農村の中に自民党も全ておりますけども、それ等で反対してきた結果こういうふうになっちゃったわけでありまして、じゃ次はどうするか、入るものは入るで仕方ないと、しかしそうしたら入ったものはやっぱり救援米、或いはこれからまた海外に出しちゃうと、入るのも入れんかわりに出すのも出せなかった、食管法があったから、今度は出してしまう、出していくことを考えていかなきゃならぬ、そういうことで国にこれは今相当強く言っておりますし、そういう動きもぼつぼつと出て、10万tですか決定したの、そういうことで入ったものは出すと、そうすると国内の需給というのが大体バランスとれるようになるわけでありまして、そういう方向で進めていかなきゃ、もう従来の事を守り続けるというんじゃなくて、そんな保守的でなくてやっぱりひとつ一歩進めるという形にする方向でいくべきだと思って私どもも申し入れ致しております。

それからこれは課長でもという事でありまして、籾バラの関係ですね、これは米だけで言いますとまあまあ収穫になりましたけど、農業全体でやっぱり5億ぐらいダウンです。今年は夏の低温、雨、それがずっと畑作に影響しまして、これは行政報告で申し上げたとおり米以外全部下がっています。米もたいした量でなかったんですけども、昨年よりも良かった良かったということは言えますけど、まあまあ当初心配したよりは良かったということでありますから、下がっておりますのでそれぞれ1戸1,000千円前後の減収になるのではないかと、平均になりますと、そういうことで農業も厳しい状況にな

っていることだけは事実であります。

新規就農はまだ13,000千円の貸付限度額ですね、隣の北竜町は5戸くらいあるんですけど、まだうちの町にはこういう希望者がいないんですが、私ども入っていただくことは大いに結構だと思っておりますから、これもまた農業委員の皆さんにも議論して頂いて本町もまたこれに取り組んでいかんきゃならんと、前からそういうふう話し合いをしているところであります。

○議長（吉尾政春議長） 3番目の基地問題

○2番（橋場議員） この間の余った爆弾を海に投機して、それが2日も後になって日本政府がわかったというようなとんでもない事故が起きています。これいっても、町長といっても立場どうしてもあわないんだろうと思うけれども、とにかく米軍基地というのは日本を守るためにあるんでないというのははっきりしているんです。アメリカの世界中をこう威圧していくための場所なんです。それに自衛隊が従属させられているというよう状況なので、やはり日本が独立するというためには自衛隊も遠くまでなくせとは言ってませんが、アメリカの基地はやっぱり帰ってもらうということを必要だなあと思っているんですが、町長の見解を聞かせてください。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 議員さんのご質問と違うかもしれませんが、別海の議会が何か受入れを、それから山梨も沖縄だけにということ賛成するようではありますが、私はやはりこの基地の問題についてはもし全くなければです。従来、これからはやっぱり日本は日本で守るべきだと思っておりますけども、従来この安全保障があるおかげでこの産油国から石油を運ぶということが出来たという、それは大きなやっぱり日本の産業の活性化につながってきた事実はあるわけでありますから、これを敵だ、敵だと思わないで徐々にやっぱりこれは日本で守る方向で努力すべきだと、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 次に14番中村議員、個別排水処理施設問題について。

○14番（中村議員） はい。個別排水処理施設の関係ですけども、これにつきましてはそれぞれ吉田議員、或いは室田議員から質問のあったなかで町長の答弁の中で概ね理解をさせていただいたわけですけど、確認の意味を込めましてもう一度お聞きをしてみたいというふうに考えているわけですけども、先程答弁の中で町下水道の条例の見直しを含めた中で検討をしていきたいというような答弁でありましたけども、それは今後考えていっていただきたいというふうに考えておりますけども、基本的には町の条例に基づいた中で合併処理場の基本料金、或いは基本料金を越える分についてはそれぞれ町下水道に準じたなかで取り進めていかれるのかどうか、その基本的な考え方をお聞きしたいというふうに考えております。

それと先程事業用に使う水道料については、小メーターを付けてという形の答弁がございますけども

、この関係については希望者には小メーターを取りつけるという中で、それを認めていただいた中で併せて工事料について受益者が負担するのか、或いは町が負担をするのか、その辺をお答えを願いたいというふうに考えておりますけど。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 最初の合併浄化槽の事でありまして、これは一番すっきりするのはやはり現在ある下水道の条例ですね、それと一本化することが一番すっきりするだろうと、それを含めて、だから今日はまだ先程申し上げたときもそれも含めて一本化したらいいか、どうしても別にしなきゃいかんのか、それ等も含めて検討させていただくということでお答えしているわけで、この辺でご了解を頂きたいと思っております。

それから先程のこの事業用の農作物というか、農業用の水道を使う場合ですね、小メーターか何かを付ければそれは別個になるんじゃないかとかこう申し上げたんでありますが、まだ工事料金のことはこれまではまだ考えていませんが、これは料金を下げればそれはやっぱり使う方で払っていただくし、毎年毎年で一度買えばこれはずっと持つわけでありまして、そのことも今後また検討材料だろうとそう思うております。工事料が高くて水道幾ら安くしたってどうにもならないということでもこれまた使いものになりませんから、十分その辺両方兼ね合わせて検討しなきゃいかんだろうとそう思うておりますから検討させてください。

○議長（吉尾政春議長） 次、雪捨場の問題について。

○14番（中村議員） はい、14番。この雪捨場の問題については、今は雨竜川の堤防に捨てているが今後とも継続して投げられるのかどうか。これについては、どうしてこういう問題を出したかという、今回本町における低温貯留乾燥施設ですか、この関係で町民の皆さんがやっかいのものであった雪がこういう形の中で利用できるんだというそういう事が再認識されたのでなかろうかと思えます。そんな中で一番問題になっているこの投げる雪ですね、これをひとつ今後活用する分はないだろうかという形の中でこの問題を提案したわけですけども、問題は今雨竜川に捨てている雪がいつまでもこの形で捨てられるのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 今のところはゴミなんか入れたりしない限りは投げさせてもらえらると思っておりますけど、いつまでも続くとは非常に河川法の改正、これは河川保護のために水を流すとかというふうにきまってくるわけでありまして、今この議会出てくる前も道から電話があつて「出来たらいろんなところへ働き掛けてくれ」、「上京せ」という話しですけども、河川法の改正と農業のこの水の問題との関係がありまして、ですからこれが入ってくるかどうかちょっと分かりませんが、いずれそ

うなるという話しは河川側から聞かされておりますので、その時はまた別途考えなきゃいかんだろう、そういうように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 14番。

○14番（中村議員） 一再 聞くところによりますと本町から出る雪が町と土木現業所、或いは開発併せると15万m³ぐらいというふうに聞いておりますし、またそれを一か所に堆積すると25,000m³から30,000m³ぐらいの用地が必要だというふうに聞いております。そんな中でもしそういう形になって、そういう雪捨場を他に求めるという形になりますと、その周辺の例えば環境だとか、或いは気温、或いは冷水というようないろんな諸問題が出てきたなかで、いろんな問題をかもし出してくるんでないかというふうに考えております。そんな中で、その時になってから検討したんでは既に遅いというふうに考えておりますし、この問題については今までやっかいものの雪がそれぞれ資源になり、活用することによってエネルギーにも変えていくというような部分があるわけですから、この場所について早いうちからそれぞれ検討されて、設定場所もいろんな角度から研究をされて今から準備しておくことが、そういうことで「駄目だ」という形になったときにいち早く取り組めるんでなかろうかというふうに考えるわけです。何故かと言いますと、今回の米低温貯留施設、乾燥施設ですかこの関係については本当に町長さんを始め関係機関の皆さん方一生懸命やってくれた中で、我々生産者にとっては本当にありがたく感謝しているところでございますけども、これもひとえに町、或いは皆さん方の中でそういう意向があったからこそ早く取り組めたというふうに考えておりますし、町長もそれなりに一生懸命やれたと思うわけです。そんな形の中で、この問題についても今からそれぞれプロジェクトチームか何かを持った中で研究をしておいて、もしそういうようになったときにいち早く取り組めるようなそういう体制づくりを今から準備しているというふうには私考えるとこです。特に今、雪は排雪したら一日も早く溶かすよという形のなかで機械を使って融雪に促進をしているわけですがけれども、これを一年間10月まで雪降るまでもたすということになればいろんな形の利用価値が出てくるんでないかというふうに私自身考えてますので、この辺を今後やっぱり研究することによって沼田町の将来に向けてのいろんな形の中での活用があるかと思っておりますので、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 雪について特別の研究したという報告するもの何もないんですが、今の米バラからヒントが得られまして今考えられることは、ひとつには病院、或いは老人ホーム、非常に雪が臭いをとるとい話しもありまして、これを活用することによってどうとれるのか、これ研究している人の話でありまして私自身まだ現場行ったこともありませんし、沼田がそれをするぐらいだからそういうことも出来るというそういう話しがあるようでありますから、色々研究機関にお願いするなり、また研

究している人達のお知恵をお借りして、この離接という点について沼田こそ雪があるから出来ると、というようなことで進みたいもんだとそのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 14番。

○14番（中村議員） 一再々 出来ることであれば、これはいろんな雪の中に住んでいる人達の知恵を集めた中で些細なことからもいろんな形の中でヒントとなって、やっぱり活用の面が生まれてくるというふうに私考えています。そんな中で、ひとつこれは研究テーマとして今後検討して頂きたいというふうに考えております。

○議長（吉尾政春議長） 以上で、町長に対する一般質問を終わります。

次に教育長に対して一般質問を行ないます。通告順に順次発言を許します。9番野議員、青少年問題について。

○9番（野議員） 9番。少年の非行対策について全国的に青少年非行多発する現代、沼田町の教育委員会においてどのような指導体制を取られているか、お伺いを致したいと思います。尚、昨日の色々教育長からいろんなお話を聞かされまして、大体私が聞こうとするようなことは色々私自身聞かされまして言うことはございませんので、ひとつだけちょっと申し上げて終わりたいと思っておりますが、色々この現代における子供の非行について教育委員会、それから教育者の立場だけでのいろんな協議会とか何かはされているだろうと思えますけれども、やはり地域の皆さん方、学校を始めとする地域社会各種団体、防犯とか警察関係なんですけれども、そういうような対策会議がこれから多くもたれることが子供にとってやはり人の子供には声をかけられない今の時代、転ぼうと何しよう起こすような時代はもう終わってきてるのかなという感じを致します。そこで、出来たら地域の組織団体を呼び掛けてそういった会議を開くようなことが、これからの対策じゃないかというふうに考えております。

それともうひとつは、それぞれの教育委員会で思春期セミナーとかそういったようないろんな会合がされている委員会がございますが、新聞等で見るとは思いますが、こういったことも多く子供だけでなく父兄とかそういった一般の人方にも参加をして頂いて、そういった知識を深めてもらうようなことがこれからのそういう非行に対する予防対策でないかということで、そういった事も教育長の方からちょっと「こういったような考え方もあるんだ」ということであつたら教えて頂きたいのと、もうひとつ学校の窓枠についてちょっと私お聞きしたいんですけども、小学校、中学校は新しい部分もありますけれども、古い部分についての窓枠が旧式の窓枠を恐らく使われているんですけども、そういったものやっぱり改造ですか、予算はかなりかかると思いますがけれども、やはり防犯という事を考えてきちっとしたサッシですか、そういったものがこれから改良していく必要があるんじゃないかという感じを致します。私も今年小学校の学芸会を見に行きまして、ちょっと学校の中を見せていただいたときにやはりち

よっと見たら非常に古い窓枠を作り、非常に簡単に外から誰でも入れるような窓枠になっていたもんですから、その辺ひとつ検討して頂きたいということでございます。その点ちょっと教育長の方からご答弁願いたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） お答えを申し上げたいと思います。非常に議員さん方には議員を含め、ご心配事や何かをおかけしまして申し訳ないと思っておりますし、また色々ご指導賜っていることにも御礼申し上げたいと思います。今野議員おっしゃいました事につきましては全くその通りと考えておりますので、私ども今ご意見ありました形で今後進めてまいりたいというふうに考えております。既に議員はいろんな形で私どもの青少年問題にかかわる役職にお付きにございまして、色々とお知恵を借りておりますけども、かなりのそういう団体がございまして今おっしゃられた内容を再度踏まえまして、そういう機会を多く持ってご指導賜りたいというふうに考えてございまして、そういう形で速やかにそういう行動に移すように努力致したいと思っております。

それから、今お話ありました学校の窓枠、いろんな何種類かの目的を持った窓枠を当時作って頂いたんですけども、確かに年数が経まして完全に施設になるような形に収まらないという部分もございまして。防犯上のいろんな問題もありますし、但しこれは私ども調査しておりますけども財政的にも非常に負担のかかる中身も一部あるものですから、理事者と協議しながら出来るものから出来れば取り掛かりたいと思っておりますけれども、ただ沼小につきましては大規模改修で相当突っ込んで来たんですけども、今まだ手のかけられない部分もありますけれども緊急を要するものから、理事者と相談しながら手をつけてまいりたいというふうに考えさせていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 9番。わかりました。教育委員会はかなり教育行政というのは幅が広いものですから、まず次代を背負う子供達を育てることがまず生涯教育でないかなというふうに考えております。社会教育の果たす役割は極めて大きいわけございまして、昨日から今日にかけて今色々教育長のお話を聞かせて頂いて日々のご努力に敬意を評しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 次7番森井議員、青少年問題について。

○7番（森井議員） 7番、森井です。青少年問題について、健全な青少年育成の生徒指導体制について。これは先程野議員が言われた内容とほぼ同じですけどもただ一点、PTA会と例えば学校の先生とはよく話し合いとかお顔を拝見するんですけども、その中で例えば教育委員さんですとか教育委員会とPTAとのつながりとか、割りところ薄いような感じも致します。そういった事でこの全国的に

ろんな問題が起きている中、本町にもそういうことが起きてまいったら困りますので十分に連携をして、お互いにこう話し合い等を通じた中で今後の生徒指導についてやっではどうかなあと考えております。それとその中でやはり一番疑問に思うところは、学校の先生が地元にはいないというのがやはり私らにとっては少し問題かと思っております。その中には教職員の住宅が古いから来ないのかというような面もあるのかという事も考えますけども、その辺についてお伺い致します。

○議長（吉尾政春議長） はい、教育長。

○教育長（久本博美教育長） 先程野議員からもお話しありましたとおり、その青少年問題につきましては今指摘されましたPTAの問題、関わり合いにつきましても当然その中に取り組みながら進めて参りたいと思っておりますので、先程ご答弁野さんに致しましたとおりこれから改めて、また更に進めて参りたいというふうに考えておりますので、そのようにご理解を頂きたいと思います。

それから地元に着する先生の話、私も全くそのとおりで思っておりますけども、しかしながらいろんな事情がございますして人事におきましては定着をするような形でお願いをしながら人事をやっているつもりでございますけども、如何せん自分の自宅を持ってらっしゃるとかいろんな関係がございますして必ずしも満足いく中身でございませんですけども、定着率はこんなことというとなんなんですけども他の町村よりいいというふうに判断をしておりますけどもご指摘の分もありますので、そのような努力はさせていただきますけども「全部をそうします」というのはなかなか言いづらい場面もありますので、努力をさせて頂くということでご理解を頂きたいと思います。ただ、住宅等につきましてもご希望頂いている分につきましては必ずしも全部が新しい住宅はありませんけども、直したりいろんな事をしまして入りやすい環境にしながらお迎えをしているつもりでございますので、その事は続けさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 以上で教育長に対する一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了致します。休憩を致します。

14時46分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

(収入役 不在)

15時33分

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 承認第8号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を

求める。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

次の頁に、専決処分書がございます。地方自治法第179条第1項の規定によって、平成8年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成8年9月30日、沼田町長。

実は9月27日に衆議院の解散がありまして、それに伴う選挙の執行経費を専決処分を致したということとございまして、別冊に平成8年度沼田町一般会計補正予算専決第1号というのが別冊でお配りされておりますので、その補正予算に基づいてご説明申し上げます。

予算書だけ、4,447千円を追加して歳入歳出それぞれ5,694,313千円としまして、この4,447千円につきましては過去の衆議院議員の選挙費に盛り込まれました経費を国庫支出金の委託金と支出のそれぞれ報酬から負担金補助ということでそれぞれ補正させて頂いたというのが概要でございます。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第8号は承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第9、議案第46号、沼田町公民館使用条例の一部改正についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。次長。

○教育次長（野原耕次次長） 議案第46号、沼田町公民館使用条例の一部改正について。沼田町公民館使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

次の頁をご覧ください。沼田町公民館使用条例の一部を改正する条例ということで、別表中「共成、北竜、恵比島地区館」を「共成、北竜地区館」に改めるということとございます。恵比島地区館につきましては、活性センターがございますので恵比島地区館を廃館としたいという考え方でこの条例を提案致

しました。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第10、議案第47号、沼田町営ゲートボール場条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。次長。

○教育次長（野原耕次次長） 議案第47号、沼田町営ゲートボール場条例について。沼田町営ゲートボール場条例について別紙のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

文名につきましては次の頁に載っておりますのでご覧になって頂きたいと思いますが、この提案理由につきましては本年度沼田町の町民会館の裏にありますゲートボール場につきましては5,400千円程度をかけ改修を行なったところでございますが、これにつきまして起債の借入等をするために条例の整備が必要となりましたので今回提案と致しましたので、宜しくご審議願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） ただ、これは今言った起債のためだけであって別に中身については検討しなくてもいいという中身なのかとかかわかりませんが、例えばはるか離れている場所なんです。ゲートボール場があると、ゲートボールは自分の道具で出来るということになったら、実際に借りこないでどんどんあそこで勝手にやる人ができると思うんだけど、そういうのは管理はどういうふうにするのかと、それと許可しないことが出来るのかと、ゲートボール場使用させることが適当でない認められるときのこのマニュアルみたいなものあるんですか。

○議長（吉尾政春議長） 次長。

○教育次長（野原耕次次長） 皆様に大変、許可しないという、適当でないということにつきましては

今のところ特になしと考えておりますが、皆様に迷惑かけるような行為があるというようなゲートボール以外に、目的以外に使用する場合があるかと思っておりますので、その場合についてはあろうかと思っております。

管理の運営につきましては、まだゲートボール協会とまた相談しながら検討していきたいと考えております。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第47号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、議案第48号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第48号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長名でございます。

町長の行政報告にもございましたように、本年度の国家公務員の給与改定につきましては官民格差を解消するため8月1日付けによりまして、人事により4月に遡及を致しまして0.95%の引上げが勧告され、9月20日の閣議において勧告どおり決定されたところであります。これを受けまして本町と致しましても国に準じて改正を致した条例を提案を致した次第でございます。条文の朗読を省略致しまして、3枚目に添付してあります改正資料によりまして説明させていただきます。尚、別表、給料表及び切り替え表につきましては後程お目通しをお願いしたいと思います。

横書きの町職員の給与に関する条例の改正資料というので説明していきたいと思っております。まず初任給でございますけれども、大学卒記載のとおり169,000円が2,000円アップ致しまして171,000円でございます。以下、短大卒147,400円が1,500円アップの148,900円、高卒が137,900円が1,400円アップの139,300円とそれぞれ改正となっております。

次に扶養手当でございますけれども、22歳未満の年度末の子供に対し現行 2,500円を 500円アップ致しまして 3,000円に改正するものです。これにつきましては平成8年4月1日に遡及して適用となっております。

また宿日直手当につきましてはそれぞれ 200円と 100円のアップとなっております、平成9年1月1日からの適用となっております。以上で説明を終わらせて頂きます。宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第12、議案第49号、特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第49号、特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長名でございます。

次頁をお開き願いたいと思います。内容説明申し上げますと、11月25日付けで空知支庁管内町村特別職報酬等審議会において、これは空知町村会長が委嘱したものでございまして、答申した内容に基づきまして今回改正するものでございます。町長につきましては、現行 850,000円を 4,000円アップし 854,000円、以下助役につきましては 683,000円を 4,000円アップし 687,000円、収入役につきましては 605,000円を 5,000円アップし 610,000円とするものでございます。尚、この条例は平成8年12月1日より適用するものでございます。宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第49号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第13、議案第50号、沼田町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(市橋忠晴課長) 議案第50号、沼田町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長名でございます。

次の頁をお開き願いたいと思います。条文の朗読は省略を致しまして、提案理由でございますけれども議案第49号で説明申し上げましたとおり、教育長の給料月額につきましては収入役と同額となっております。605,000円を5,000円アップし610,000円に改正するものであり、平成8年12月1日から適用するものでございます。宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第14、議案第51号、特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します

。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第51号、特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長名でございます。

一枚とばしまして、別表第1をお開き願いたいと思います。条文につきましてはかつらえさせていただきますが、先程申し上げましたように特別職、非常勤職員の給与改正条例の時にも説明致しましたけれども、報酬審の答申に基づき今回改正するものでございます。尚、この表の中でこめじるしがついている特別職につきましては12月1日からの適用となり、それ以外につきましては平成9年4月1日からの適用となっております。

まず議会議員の議長につきましては現行 270,000円を 5,000円アップ致しまして 275,000円、副議長につきましては 212,000円を 5,000円アップの 217,000円、常任委員長につきましては 195,000円を 3,000円アップの 198,000円に、議員につきましては 179,000円を 2,000円アップし 181,000円に改正するものでございます。

また教育委員会の委員長、委員長代理、委員につきましては現行の月額報酬をそれぞれ 1,000円アップし別表のとおりとなっております。

次に監査委員会委員ですが、知識経験者及び議会選出委員につきましてもそれぞれ 1,000円アップしており、農業委員会の会長、会長代理及び委員につきましても 1,000円アップの改正となっております。またその他の委員さんにつきましても日額ではございますが、それぞれアップしておりますので後程お目通しをお願い致したいと思います。宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第15、議案第52号、平成8年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第52号、平成8年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例について。平成8年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長名でございます。

次の頁をお開き願いたいと思います。毎年の事で誠に恐縮でございますけれども、本年も時限立法ということでご理解を賜りたく提案を致した次第でございます。中身につきましては、灯油12本分2,400円を支給したいという考え方でございます。価格につきましては12月1日現在の小売実勢価格47円プラス消費税2円を加算いたしました49円で積算しております。豪雪地帯の幌加内町を除く北空知4町は同じ支給額となっております。従いまして、条例にある扶養親族のある世帯主につきましては66,500円を117,600円に、扶養親族のない世帯主につきましてはその3分の2に当たる78,400円を、その他の職員には39,200円を支給するものでございます。宜しくご審議のほど賜りたく、宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第52号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第16、議案第53号、平成8年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第53号、平成8年度沼田町一般会計補正予算について。平成8年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

別冊、平成8年度の沼田町一般会計補正予算（第3号）をご覧頂きたいと思います。

まず1頁でございます。平成8年度沼田町一般会計補正予算（第3号）。平成8年度沼田町一般会計

の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 241,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,935,893千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。これは6頁に記載されておりますのでお目通し願いたいと思います。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

今回の補正予算の概要につきましては、既に今回議員さんの皆さん方におかれましても概要説明書をご覧いただいておりますので、先程議決致しました議会議員と報酬の改定がそれぞれ議会費、総務費、農林水産業費、教育費、職員費等に記載しておりますので報酬等につきましてはそういうことで増額になったということで、まず歳出の方でございますが17頁をお開き下さい。17頁議会費でございますが先程説明したとおり 420千円の補正ということで報酬、職員手当が増額になってございます。

2款の総務費の1目の一般管理費でございます。今回の補正額は 413千円で、これは行財政審議会の開催回数が増ということで報酬と旅費が増額になっていることと、需要費につきましては消耗品 210千円でございますけどこれは職員のネームプレートでございますが、これの作成代金ということでございます。5目の財産管理費の今回補正額 9,287千円でございますが、このことにつきましては工事請負費で老朽化した職員住宅の解体工事費 2棟3戸、更に1棟ということで増額したのと、次の頁になりますが18頁、繰出金で町有地の道営住宅用地として売却を致したその相当額を土地開発基金に繰り出したというのがこの財産管理費の主な内訳でございます。6目の庁舎管理費 875千円の補正額でございますが、まず庁舎コンセンートの増設工事を計上したのと庁舎整備基金の利子の積立金を計上した、この2節がそれぞれでございます。11目の企画費でございます。中山間事業の実施計画の作成経費ということで、今回 412千円の増額補正でございます。12目の振興費でございます。今回 2,415千円の減額は、沼田第3工業団地造成工事が今回終了したことに伴う執行残ということで減額計上致しました。14目の自治振興費でございます。これは今回 400千円でございますが、これは更新地区の行政区再編事業に伴う交付金ということで、それぞれ行政区割り、戸数割りということでここに負担金補助及び交付金として計上いたしております。21の防衛施設周辺整備事業費につきましては今回補正はございませんが、設計変更等による工事費増に伴う節間の移動ということでございます。次の22目の生涯学習総合センター費 1,000千円の補正でございますが、これは今回このセンター建設基金の指定寄付があったということで増

額計上致しました。次の徴税費につきましてはこれは省略させていただきます、次の19頁でございます。選挙費の4目の衆議院の選挙費は、それぞれ先程専決処分致した結果、結果的に総額は変わりませんでしたけど節の調整変更により今回節間の移動ということでございます。あと次の20頁でございます。民生費にいきまして、1目の社会福祉総務費でございます。補正額 947千円でございますが、この主な中身は長寿社会づくりのソフト事業の交付金を計上したこと、これは19節です。それから、在宅老人の短期保護事業の増額計上、これが20節の扶助費、あと繰出金の国民健康保険会計の繰出金の減額ということでそれぞれ計上致した次第でございます。次の下の方にいきまして、2項の児童福祉費の2目の児童福祉施設費でございます。今回補正額は 1,091千円でございます。これは沼田保育園の措置委託料を増額計上、これは単価の改定により増額改正したのと深川母子通園センターの利用補助金を増額、1名が2名になったということでそれぞれ増やしてございます。つぎの21頁でございます。衛生費は省略させていただきます、労働費でございます。労働費の労働諸費の補正額 500千円でございますが、これは季節労働者生活安定資金の融資貸付金を今回増額計上致したということでございます。次の農林水産業費にいきまして、7目の農道整備費でございます。これは今回 400千円の補正でございますけど、これは高台地区農道整備に伴う用地購入費を増額、単独事業でございますけど増額したということで、あとは節間のそれぞれの移動ということで、これは補助基本額内における調整ということで移動させてっております。次の8目です。新生産調整推進対策費ということで今回補正額が87,613千円でございます。これは新生産調整推進地域調整推進事業補助金ということで、転作奨励金ということで、それぞれ需要費と負担金補助で総額ここに計上致した次第でございます。次の9目の農産加工場費 600千円でございます。これは農産加工場において配達車輛がないということでこれを更新すると、あったんですけどそれを更新するということで18の備品購入費に設定致して、あと7の賃金から16の原材料費につきましてはそれぞれ節間の移動ということでございます。次の、飛ばしまして13の道営事業費でございます。今回補正額2,751千円でございます。これは道営事業にかかる負担金を今回増額計上致したと、内容につきましては21世紀の農地パワーアップ事業の対策事業費ということで、19の負担金補助及び交付金がそれぞれ右に書いてあるとおり道営ため池ほか中山間、ずっと5件程この事業として書いて、記載してございます。23頁でございます。土木費でございます。土木管理費の土木総務費 685千円の補正額でございますけども、これは道路台帳修正委託料を今回増額計上致したということでございます。それと次の道路橋梁費の2目の道路新設改良費でございます。総体的には 321千円の減額でございます。内容と致しましては補助対象事業の調整、更に単独事業費の執行残による減額計上ということでそれぞれ賃金から次の頁の22の補償・補填及び賠償金まで、それぞれ節間のやり取りがあったということでございます。

24頁の河川費でございます。河川費の1目河川総務費でございます。補正額 2,406千円、これはポン川河川の改修事業に伴う補償金でございます。8の報償費からそれぞれ22までそれぞれありますが、これで22節の補償・補填及び賠償金の中で 7,916千円でございますけど、この報償金となっておりますけどこの報が補助の補の誤りでございますので、ここでちょっとご訂正頂きたいと思っております。報う報償でなくて、補助の補の補償金でございます。

次の4、都市計画費の公共下水道費でございます。補正額 1,833千円は公共下水道特別会計の増額、計上ということで、これは人事異動に伴っての会計間の出入りということで今回下水道会計へ繰り出すということでございます。住宅費の1目の住宅管理費でございます。457千円でございますけど、これは緑町団地の建て替え補償に伴う増額計上ということでございます。

次の頁で25頁でございます。消防費の中で今回消防施設費、1目消防施設費 631千円の減額でございます。これは深川地区消防組合の負担金を減額したということで、繰越金の精算と給与改定等があったということでそれぞれ負担金を減額しました。

次の教育費でございます。教育費も委員会費は報酬の改定でございます。あと事務局費はそれぞれ執行残と、更に事務費、例えば使用料につきましては複写機の借り上げ、色々とコピー代等が効いたということで計上しているのと、次の頁26頁でございますが小学校費でございます。小学校費、今回83千円の減でございますけど、右の方の節の方に内訳が書いてございますけど需要費が増えたのと工事請負費、小学校の大規模改修が執行残としてなったのと、教員住宅の解体をここで2戸分を増額したいということでこのような数字になってございます。中学校費の1目の学校管理費でございます。今回補正額 2,774千円でございます。これは、沼田中学校の水飲み場の設置工事費を計上致したものでございます。次の幼稚園費にいきまして、4の幼稚園費の1目幼稚園費でございますけど、この 724千円の減額は幼稚園の暖房改修工事費の執行残ということでございます。

次の社会教育費の1目社会教育総務費でございます。今回補正額は71,528千円でございます。これは交付税に参入されてございますふるさとづくりの事業分ということで、今回これをスコール基金として積み立てるとというのが大きな金額でございます。それにつきましては次の頁の27頁の積立金の中に記載されてございます。

次の海洋センター費もそれぞれ事務費の減額ということで、公債費でございます。11款の交際費、今回ございませんけども財源の内容の入れ替えということでここに記載されてございます。

次の28頁でございます。12款の職員費でございますが、この職員費を今回補正額 9,446千円でございます。これも先程議案でございましたが、給与改定による人件費の増額ということで、給与費の明細につきましては次の29頁から35頁までそれぞれ書いてございますのでお目通し願いたいと思っております。

また一番最後の36頁には地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書がここに記載されておりますので、これが今回補正が終わったあとの現在見込高ということでの調書でございます。

以上で支出が終わりましたので、つぎ元に戻りまして歳入の方で説明したいと思います。11頁に戻って頂きたいと思います。11頁の町税からご説明申し上げます。歳入、まず町税の町民税でございます。これは法人でございまして、3,526千円の補正でございます。これは今回法人の法人税詰りのひたということで、このような3,526千円の増額ということでございます。

次の固定資産税でございます。今回補正額は16,397千円、これは土地、家屋、償却資産、それぞれ土地につきましては2,326千円、家屋7,416千円、償却資産が6,655千円ということで、家屋につきましては新築、増築、更に見直し、償却資産につきましても物件が増えたということで今回補正ということになりました。

次の7款の地方交付税でございます。今回地方交付税64,459千円の増額ということでございます。

次の頁の12頁でございます。国庫支出金につきましては全体で18,851千円の補正増でございまして、まず民生費でございますが、235千円の減額、これは国保基盤安定事業の減額と保育措置費を増額、これが国も道も同じそれぞれ引っ掛かりますけども、今回国は495千円の増ということで、道につきましてはまた道支出金のところでご説明申し上げます。国庫補助金の方でございますが、民生費の国庫補助金、これは老人短期入所の運営事業補助金が増額になったと、これも国庫補助金と道支出金が伴うものでございます。

次の3目の土木費の国庫補助金、これが今回26,238千円の補正増でございまして、これはそれぞれ右に書いてある二本の路線がそれぞれ補助金が増額になったということでございます。更に公営住宅の補助金が増額になったということでございます。

次の4目の教育費の国庫補助金、今回7,455千円の減額でございます。これは今回これを減額〜もれたということで減額致しました。

それから次の頁でございます。道支出金でございます。道支出金は全体で9,816千円の増額でございまして、まず民生費の負担金、これも先程国庫と関係ございまして国保安定基盤と児童保護費の関係でそれぞれ道支出金が減額になったということでございます。それから民生費の補助金、道補助金でございます。これも老人短期の分がそれぞれ増額になったので、道の支出金も増額したということでございます。それから4目の農林水産業費の道補助金、これが98,158千円の増額でございます。これは生産調整推進交付金、更に新生産推進交付金の事業費補助金、それから21世紀農地パワーアップ事業等々でそれぞれこの金額が増えました。

次にちょっととばしまして委託金でございます。総務費の委託金で782千円、これ中山間の事業の委託金が増えたのと新山村振興計画の委託金が増えたということでございます。

14頁にいきまして、13款の財産収入でございます。財産運用収入で庁舎整備基金の利子を今回ここに678千円増額してございます。更に2項の財産売却収入の中で、1目の不動産売却収入でございます。これが7,869千円でございます。これも先程道営住宅の用地の売却代金の中で支出ございましたが、これがこの分に相当するものでこれをここに加えてございます。

次の寄付金、14款の寄付金でございます。これも先程支出の方で説明しましたとおり、生涯学習総合センター基金への寄付金の1,000千円をここに収入するということでございます。

15の繰入金でございます。これは3,691千円の減額でございます。これは工業団地の造成分にかかわる振興基金の繰入金を減額計上したということでございます。

次の15頁でございます。17款の諸収入でございますが、災害援護資金の貸付金につきましても先程歳入、歳出ございましたのでここで収入致してございます。更に、季節労働者資金につきましても労働費の中で500千円の支出がありました。これがその収入でございます。雑入の中の5目の雑入でございます。24,505千円でございます。これはそこに14節の用地及び補償負担金で河川改修、これに伴う補償金の金額と長寿社会づくり事業の交付金、更に21世紀パワーアップ事業、これは平成7年度の繰越にかかわる明許分の事業費分ということでここに記載されております。

次の18款の町債でございます。今回起債を起こしたということで農林水産業費34,700千円、これは一般公共事業債の増額計上で21世紀の農地パワーアップ関連事業でございます。土木債でございますが今回25,500千円を減額すると、これは特定資金の公共事業債ということでございます。

以上が歳入の概要でございます。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 先程農業問題でちょっと質問し忘れたんですが、今年暗渠工事が大きくやられたんですけども、これ改良区の関係だと思うので町には関係ないかもしれないけれども、あれは要するにウルグアイランド対策、事後対策の費用の中から出てやっていた工事なのかどうか。それでちょっと土建業の人達が心配しているのは、実際には暗渠事業というのはこう年度年度、ずんずん順繰り順繰りやっていかないと要するに補助が多いとかいろんなことでこう単年度、6年度ですか、6年間でばあーとやられてしまったら、その後どうするんだろうという心配あるんです。あと工事なくなっちゃうんじゃないかと。それから、土管工場の土管も今猛烈な生産量上がっているらしいです。だけどこのままでいっちゃってそれが切れてしまったあと、実際には平均にいってれば平均に我々の生活も安定するんだけれども、こうやってやられてしまったらしばらくの間もう暗渠しなくてもいいというような状況う

まれたらどうなるのかなというような心配がされているんです。これ等について見通しは、それが終わってもやはりきちっと悪いところはどんどんこう直してもらおうというような、国に対して要望して続けてやってもらうというような方向でなければならんと思ったりなんかしているんですが、その辺りちょっとお聞かせ頂きたい。

それから、この間誤報でサイレンが鳴ったわけなんですけど、防災無線であるんですけどもなかなか作動しないんです。ちょっとどうなっているのかと思って、何というんですか、使用方法というんですか、そういうものがきちっと書かれてない説明が、どうすれば放送されるのか説明書、書かれていないのかどうかちょっとわからないんですけど、どういう時誰がいてもやっぱりすぐ放送出来るような状況になってなければいけないと思うんです。ジーンと機械が入ったり、スイッチが入ったような音がしてもなかなか音声が入ってこない、その内「入った、入ったんじゃないか」とかと聞こえてきまして、それと放送の仕方としてはやはり皆「何だ、どこだろう」って心配しているんです、物凄く。取り敢えずは「今、どこどこの火事です」と、「どこどこで火災が発生したようです」と言って放送してもらえばいいんです。詳しいこと知らないですけど、その後で実はこうでこういうふうになっていますというのならいいんですけど、一回で終わり、して誤報でしたということなんです。それは誤報で良かったんですけども、やはり防災の無線のところでは待つている人はまず「どこだろう」というだけでも、「何だろう、火事どの方向だろう」という最小限の事をやっぱり聞きたがっているんです。それがなかなか放送されなかったのも、どうなっているのかと思いました。ひとつはその辺りもうちょっと上手にしてほしいと思いました。最後に終わってスイッチは切らないで、しばらくザーッと雑音が入ってたりしていました。何かやっぱり使用方法というか、それをきちっと誰が見てもこう出来るようにしておいてもらったらいいいんじゃないかと思いました。

それから22頁、農産加工場費なんですけど人夫賃が1,799千円減ったと、原材料費が2,555千円増えたということになると、原材料費は増えたという事は原材料費の単価が上がってしまって増えたのか、それとも量が増えて増えたのか。もし量が、買い入れる量が増えて原材料費が増えたとなれば仕事の量が増えたということになるんじゃないかと思うんです。それなのに人夫賃は減ったということになったら機械化されたのか、どういう理由なのかちょっとこの関係について。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 消防、防災無線については総務課長から話すかも知れないし、また恐らく消防の担当者が扱ったことないというか、ちょうどそうなったんじゃないかなあとと思いますけども、後程総務課長から説明させますので。

暗渠の関係、ウルグアイランド対策の一つの事業であります。それで17.5%の事業です、国の補助は

、受益者として17.5%支払わなければならぬわけでありまして、これを5%にする訳です。受益者は、そこに道が3分の2、市町村が3分の1を出すと、これは北海道だけがそうしたわけで、このことは前に議員協議会かなんかで私申し上げたと思うんですが、それで今この辺はこの暗渠だけでなくて用排水路とか農道とかいろんな整備がありますけれども、特に沼田の場合は暗渠が非常に多いわけです。暗渠がしたら永久的にあるかということですが、まずこの道としては10%出すのは5年間とこう言っている訳ですが出てきた量が、沼田町のそうなんですけれども5年間で物理的に終わる状況でないものですから終わるまで延ばせと、これは大体そうなりそうです。確定ではありませんけれども、しかし国がこれからもコンスタントで、この皆さんからそれぞれ出た量をこなすのに5年間でこなすような設計も出来ないけれども、国としても一辺に助成するというのも出来ないだろうと、ウルグアイランド対策の期限が切れちゃうわけですから。その交渉を今やっているところです。これ引きのばしていくと、そうすることによって今おっしゃったことが解決近づくけれども、暗渠もこの永久的に暗渠排水は〜もんでなくて、やがって埋まっていくということでもありますから古いものから、やっぱり暗渠の入れ替えをしてかんきょかんということですからなくなることはない、但し今の批判が多いのはそういう受益者がこの5%ということがそれで非常に多いわけですから、確かにこれほどの事業量になることはちょっとこれから先は考えられないだろうとそう思います。

○議長（吉尾政春議長） 総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 金曜日の夜10時頃の出来事だったと思います。誤報という事でございまして、結果的に誤報ということで放送致しましたけれども、地域住民から火事ということで通報がありまして現場に消防が駆けつけて、当日一番冷え込んだときということで今の煉瓦陶管なんですけれども水蒸気が外に凄く吹き出していて、それと警報機が誤作動ですか、切れておりましてそれが鳴っていたと、ちょうどそこに湯気が出ているものですから消防署員が駆けつけても「あれは火事だ」というふうに当初思ったそうです。そんな状況で、それにつきましては誤報というより通報があったといったこととさせていただきます。

ただ放送の関係で、あそこでは初動マニュアルということできちつとこの時にはこのように放送しなさいということで大きく貼ってありまして、どの職員も対応できるようなこととされているところでございまして、たまたまご指摘ありましたように大沼議員さんも、消防議員さんも駆けつけてくれたけれども、あの時ちょっと操作が急いでいたものでそんなことで放送が上手くいってなかったということで早速次の日に支署長、並びに関係者を呼びまして「あういうことじゃいかん」ということで、それから保守、点検を委託している会社も次の日に呼びまして再度機械等を点検させております。それと、今後の方法と致しまして毎月消防の予防ディということで10日の日の9時にサイレン鳴らしますけ

れども、あの時に、これは消防職員のみで放送出来るシステムになっておりますので、その時に試験も兼ねまして毎月10日の日に点検を兼ねて放送をしようというようなことで改善策も立てております。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） 22頁の農産加工場費の原材料、更に賃金等の関係でございますけれども、原材料費につきましては当初80,000千円程の予算を持ってございまして、今後工場内での製造に関わる原料のそれぞれ積み上げを確認致しました。そこでつづ、昆布だとかいろいろなこれから製造過程のなかで必要な原料でございますけれども、これが積み上げたなかで2,555千円と、当初所謂過少見込でございました。この科目についてはそういうことでありまして、他こういう原材料費で増額になりましたので最終的に賃金から始まりまして各科目を見直しを致しました。特に賃金につきましては約1,800千円程度になりますけれども、概算で1人工当り5千円程度に換算致しますと1年300数十日になりますけれども、そういった意味では大きな人夫賃になりますけれどもそういった中で減額と、こういう内容でございますのでご理解頂きたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 防災無線の事ですけれど、誤報といったのはその現場で誤報だったんですよね。間違っって警報がなっていたということはわかっているんです。あとで他から聞いてわかったんですけれど、やっぱりもうちょっと説明してもよかったです感じします。こういうことだったということ、はい、わかりました。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。9番。

○9番（野議員） 頁数が14頁、土地売払いの収入で7,869千円、道営住宅の土地だと思っておりますけれども、どれくらいの面積で坪当りにしたらなんぼぐらいの面積で購入して道の方に売払いをしているかちょっと教えて頂きたいと思っておりますのと、それから18頁の自治振興費の行政再編事業の交付金の400千円、この中身がちょっとわかりませんので内容をひとつ説明をして頂きたいと思っておりますのと、24頁の河川費の補償費の7,916千円ですけれども2,830千円の補助金が入って差引ということで5,000千円近いものが支出されるんですけれども、これの中身がちょっとわかりませんのでその説明、それと30頁の超過勤務手当が補正をされております4,060千円、これはこれから1、2、3月の超過勤務手当、そしてまた更に主にどっちの課でこういった超勤が必要とされるのかちょっと教えて頂きたいと思っております。

それと同じ頁の中で通勤手当で金額が出ておりますけれども、沼田町の職員さん一番遠いところから通っておられる職員さんはどこからですか。それもちょっと教えて頂きたいと思っております。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） まず14頁の財産売払い収入の、不動産売払い収入の件でございます。これは坊町の道営住宅の売払いで、平成7年と8年とそれぞれ2ヵ年にわたってそれぞれ町有地を売却してございます。それは坪当たり20千円ということで道に対して売却してございます。面積につきましては2筆ございまして、1筆目が約970㎡、もう一つは330㎡ということでございます。

○議長（吉尾政春議長） 総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 18頁の自治振興費でございますけれども、更新1、2、3が12月15日付けで合併をすると、再編するということが決定し、私達の方では1月1日よりということで考えております。それで行政再編交付金ということで、これは行政区1区当たり50千円、これが150千円ですね3地区ですから、それと戸数割ということで約50戸ございまして250千円、併せまして400千円ということで計上しております。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 河川費の補償費の関係でございますけれども、ここで計上7,916千円の補償費を計上させて頂いております。野議員さんのご質問は補償の収入と支出のバランスの関係だろうと思います。今の7,916千円の補償につきましては、当初見込額で収入も含めまして土現サイドの方と最終的に整理が出来る前段のうちの方では予算を組むわけでございます。最終的に河川が進み、或いは用地買収が進んでまいりますということになりますと精査するような形のを予算化をしなければなりません。ここに7,916千円を含みましてのは畦畔、暗渠等の移設のものが当初見込んでいたものよりは実際の調査といいますか、地先等に確認を致しまして補償する場合増えてまいりますということの補償費でございます。

歳入の方でございますけれども、当初の歳入、ちょっと今ここで資料ありませんのであとで調べてご報告申し上げることで宜しいでしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 28頁の職員費の中で超過勤務手当の増ということで4,060千円の増でございます。これにつきましては職員費全般に言えることは、今年の4月1日以降にそれぞれ職員が在籍したということでそれぞれこの予算につきましては今年の1月頃計算して提出しました。管理職を除きまして、本俸職員につきましては6%ということで時間外というものは当初予算化されてございます。但し、それ以降4月から今まで人事異動だとか各会計間の異動等がございまして、当然精査されながら変わってくるのが実状でございますのと、現実には今回給与改定に伴いましてそれぞれ本俸が上がれば当然時間外もそのものに跳ね返る、更に実績が4月から9月、10月までございますのでその分は当初予算にみましてもそれ等が上積みされ、またこれにつきましては来年の3月までのやはり6%というこ

とでそれぞれ予算として組んだというのが結果的にこのような数字になった次第でございます。

更に通勤手当につきましては、町外の方はございませんけど町内で結構2km、4km以上になればそれぞれ交通費も支払う職員もでございます。それ等の方々が今回整理整頓した結果、わずかながら49千円の増ということになった次第でございます。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） なかでちょっと訂正をさせていただきますけども、時間外手当につきましては当初6%でそれぞれの実績に基づいてと今お話ありましたけども、今計上しておりますのは6%オーバーした金額で計上させて頂いていると言いますのは、選挙等もありましてその枠の中でおさまるということが見通しが立ちませんので現在7.、ちょっと小さい数字まではわかりませんが、若干オーバーした状況で計上していると、こう付け加えさせていただきます。

それから通勤は、町外の通勤はありません。地元で恐らく東予方面が一番遠いのかなあというふうに思いますけど、そういう状況でございます。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 わかりました。それで、私ちょっと申し上げたいのは24頁の河川の補償費の関係で、畦畔と暗渠の関係なんですけれども、これの地先とこれはあくまでも河川敷地の関係ですよ。ポン川の関係で改修には必ずもって土木現業所の方から補償費恐らく出ると思うんですけども、行政の一般会計でそれ補填して補助してくというのはちょっと、そうなってくると他の地区でもそういったことが起きた場合に町が全部補助してかなければならないということになってくると、かなり大きな問題になってくるので、そういった場合も全部町が出すようになるのか、ポン川だけをこういうことするのか、やはり部落の方からの強い要望があったのか、その辺ちょっと教えて頂きたい。そうすると差引したら5,000千円ぐらい、だけど7,000千円だすんですよ、ですけども畦畔と暗渠を河川敷地内にその仕事をするための補助ということになりますよね。補助金になりますよね。その辺ちょっと教えていただきたいと思って。金銭的なあれじゃないんですけども。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） これ63年の災害で、その後災害は復旧工事ですけども、あとやっぱり恒久的にひとつ河川の改修をやろうということになりまして、前回の議会、前回というのは前任者、皆様方の前任者になりますけども、その時にご相談しましてポン川に限り、これ非常にポン川の堤防敷地の占めるウエイトが高いわけです、農地で。しかしこれは土地改良区経由で専有してます、そこがなくなっちゃった。じゃ道はこれは、そこについてはもともと河川敷ですから金の出しようがない、ということで～。

○議長（吉尾政春議長） 休憩します。

16時35分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

16時36分

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで散会致します。ご苦労様でした。

16時37分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないこと証するためここに署名する。

議 長

副議長

署名議員

署名議員